

平成28年9月16日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや			3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

2番 濱村 博

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大西勝也	副町長	松田春喜
町 参事	北岸英敏	総務課長	森田貞男
情報防災課長	松本敏郎	税務課長	川村一秋
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	宮川茂俊
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	尾崎憲二	建設課長	今西文明
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成28年9月16日 9時00分 開議

日程第1 陳情第19号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成28年9月16日
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

濱村博君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

これで、諸般の報告を終わります。

これから、全員協議会を開催するため、暫時休憩します。

休 憩 9時 00分

再 開 9時 17分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、陳情第19号、参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書についてを議題とします。

なお、陳情第16号、第17号、および第20号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これから委員長報告を行います。

陳情第19号、参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書についての委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは先に、総務教育常任委員会に付託されました中で、陳情第19号について報告致します。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告致します。

本件につきましては、参議院議員選挙区の合区解消を求める陳情書についてということでございます。

本件の要旨を取りまとめますと、先に実施された参議院選挙において合区の解消を求める陳情であります。高知県、徳島県と、島根県、鳥取県が合区によって、ますます地方の声が届きにくくなった。合区は地方、地域を衰退させ、国の目指す地方創生や活性化に逆行している。よって、これを見直し、反対の声を政府に届け、解消を図りたいという趣旨のものでございます。

本陳情は、審議、採決の結果、採択ということで決定致しました。

ご報告致します。

議長（矢野昭三君）

これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第 19 号、参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。

この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

陳情第 19 号、参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 19 号は採択することに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、藤本岩義君。

3 番 (藤本岩義君)

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、質問を致します。

いろいろと報道されておりますが、その報道によりますと、政府は原発から出る高レベル放射性廃棄物最終処分場候補地を、地質などの自然科学的観点から本年 12 月に有望地提示に向け議論をしているようですが、その中で四国西南部有望地と情報も流れておるようであります。

黒潮町としては、より適性の高い地域に入ったとしても、昨年 9 月議会に先輩議員に答弁したとおり、旧佐賀、旧大方議会でも誘致反対議決をしていることも踏まえ、誘致に対する考え方はない、有望な地域と選定された場合であっても同意するつもりはないということでしたが、本年 5 月 24 日の説明会出席、18 市町村に黒潮町も入っておったようですが。

その後、考え方は揺るぎないと思ってよろしいでしょうか。町長にお伺いします。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

おはようございます。

本日から一般質問でございます。

真摯(しんし)な答弁に努めますので、よろしくお願い致します。

それでは、藤本議員のご質問にお答え致します。

平成 27 年 5 月 22 日の閣議決定に伴い、国は今年中に有望地の公表を行う予定であると認識しております。

この高レベル放射性廃棄物最終処分場に関しましては、議員からもございましたように、昨年9月定例議会において森議員から同様のご質問をいただき、答弁をさせていただいたところです。

その際にも明確に否定させていただきましたとおり、仮に有望地と、この選定をされても受け入れる意思はございません。

9月議会の答弁と重複致しますが、2003年に旧佐賀町において住民請願が出された際に、旧佐賀町議会が慎重審議の結果、産業建設委員会で不採択、ならびに本会議で否決。同年、旧大方町議会においても、誘致反対決議を全会一致で可決されていることから、旧町時代とはいえ、この問題については明確に民意ならびに議会の意思が決定されていることと認識しております。

加えて、2003年以降、東日本大震災や当町を衝撃的な数字が襲いました内閣府からの新想定公表等を踏まえると、当時よりも総合的に否定的な意見が増しているものと考えております。

いずれにしても、当町においては結論が出ている問題というふうに認識しております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

明確な答弁ありがとうございました。

ただ一つ、併せて町長の考え方をお伺いしたいのは、2016年の8月31日に高知新聞で、国の方針が若干変わったようですが、まあ住民の人はちょっと分からないということもあるようですが、科学的有望地の選定方針を転換することというが決まったようですが、地質などの自然科学的要件と併せて考慮するとしておった分が変更になったようですが。

その付近を、できれば住民の方聞かれておると思いますので、町長の考え方をお伺いします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは藤本議員の再質問に答弁させていただきます。

各種報道等々で、住民の皆さんも大変ご不安とかご心配を抱いてるのではないかと考えております。

有望地となりますと、非常にこう明確に指定がされるようなイメージをお持ちだと思いますので、そうではないということを少し答弁させていただければと思います。

今回の科学的有望地の選定につきましては2つの考え方がございます。

1つはネガティブリストの採用と、それからもう1つはポジティブリストの採用。

これはどういうことかと申しますと、日本全国でこういう案件に該当する所は適性がないと、適性が低いということで排除する。これがネガティブリストですが、これを地質環境の特性および、その長期安定性に関する課題であったり、地下施設、地上施設の建設であったりとか、その操業に関する問題。こういったものでリストアップされているものの中の一つでも該当すると適性が低いということで、まず排除をされます。残ったものが適性があるという地域になりまして。従いまして、ずっと突き詰めて突き詰めて調査をした結果、適性があるということではなくて、排除した結果、残った所が適性があると、こういった選択になっております。

その適性があると選択された地域の中で、今度はポジティブリストの採用になるわけですが、輸送時の安全性の確保。これ、公衆被ばくでありますとか、核テロでありますとか、こういったことの案件を総合的に安全性を評価した際に、自動車ならびに鉄道よりも海上輸送が安全であるとの観点から、港湾から距離が近いということが一つの条件になっておりまして、適性地域の中で港湾からの距離が近い所。西部の方からはお

おむね20キロという数字が出ておりますけれども、これに該当する所はより適性が高い地域と、こういうことになります。

なので、機械的に決まっていく話でして、仮に有望地としてより適性の高い地域であると選定されることが想定されても、仮にされても、黒潮町がどこにも負けずに適性地域であると、こういった選択ではないということをもまず住民の皆さんにご理解をいただきたいと思っております。

また、閣議決定にも記載されておりますが、都道府県知事および市町村長の意見を最大限尊重しということになっておりますので、この尊重しが法的に担保されていくと、こういうことになります。

現在は知事の方も明確に受け入れを否定しておりますし、私の方も先ほど答弁申し上げましたとおり、受け入れについては完全に否定をしておりますので、事実上、当町に処分場ができることはないということでございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

力強い決意をお聞かせいただきまして安心を致しましたし、住民の方も安心されておるのではないかなと思っております。

それでは、この問題は終わります。

続いて、設計変更の対応についてということで2点ほど質問致します。

まず最初にちょっとだけ伺いさせていただきたいのですが、黒潮町内の土木工事の請負業者数、それにABCのランク付けをしてると思いますが、それぞれ何業者でしょうか。

また、入札指命基準の工事金額といますか、基準になる工事金額はそれぞれ幾らになっておりますでしょうか。

これらの基準というのは、黒潮町契約規則22条、あるいは黒潮町公告式条例7条に基づいて公示をされておるのででしょうか。

まず、先にそれをお伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは藤本議員のご質問にお答えを致します。

まず初めに、町内の土木一式工事の指名業者の業者でございますけど、現在、A級の業者が8社ございます。それから、B級の業者が6社でございます。それから、C級の業者が3社でございます。

設計金額に対します指名業者数でございますけど、設計金額が500万円未満につきましては5人以上としております。また、設計金額が500万円以上、1,500万円未満が7人以上の指名業者になります。それから、設計金額1,500万円以上が8人以上となります。

なお、A級につきましては、設計金額が1,500万円以上が対象となります。それから、B級につきましては設計金額が500万円以上、1,500万円未満となります。それから、C級につきましては設計金額が500万円未満となります。

それから、これらの公表につきましては、先ほど言いましたように公表をしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ありがとうございます。

前もって今回の質問によって言っておきたいわけですが、私はこれらの工事そのものに異議を唱えているものでもありませんし、契約の不信感を払拭（ふっしょく）するために今からお伺い致します。

地方自治法 96 条 1 項第 5 号で、議会の議決を要する契約でも、6 月議会で防災広場造成 2 億 9,700 万円が 4 億 400 万余りで 36.2 パーセントの増。調整池工事でも 7,500 万の分が 1 億 2,000 万ですか、61 パーセントと。それから、7 月の臨時議会では避難道 4,100 万の分が 8,100 万。なんと、この分は 97.7 パーセントの増と。国や県が重要な変更としておるのは 30 パーセントですが、それを 3 件とも超す設計変更でした。

また、今回の議案にも町道田野浦線工事も 7,500 万が 1 億 200 万、35 パーセントの増と。あまりにも変更額の多い、重変と言われるのが多いのではないかと、ちょっと思っております。

工事の発注に当たっては、事前の設計および調査を慎重に行い、工事中にみだりに設計変更の必要を生じないようにすべきです。これらの工事は性格上不確定な条件を前提に設計もやむを得ないものもあると思います。しかし、契約の同一性といいますか、契約の同一性の問題も出てくる場合もありますので、請負工事にかかわる設計変更ガイドラインを早急にすべきと思いますが、黒潮町はどのようにするのか。設計変更にかかわる業務の円滑化を図るには、発注者と受注者が共に、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れが重要やと思います。

県からも平成 22 年 3 月 31 日、県内市町村建設事業担当課長あてに設計変更事務の取扱要領が通知されておりますが、各課長は読んだことがありますでしょうか。

また、国土交通省四国地方整備局も設計変更ガイドラインを示しておりますが、見たことはありますか。

隣接の町村にお伺いしても 30 パーセント制限を職員には通知をしておるようですが、黒潮町は大丈夫でしょうか。

96 条の分については議会に議案として提案されますので設計変更があっても分かるわけですが、その 96 条以外にかかわらない 5,000 万以下の工事では、そういう重変と言われる 30 パーセントを超す変更がどれぐらいあったのでしょうか。

お伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の 2 番のカッコ 1、請負工事にかかわる設計変更ガイドラインについてのご質問にお答えを致します。

本町におきましては建設工事の設計変更事務について、高知県のように設計変更にかんします事務取扱要領の規定や設計変更ガイドラインの策定をしておらず、このため、当初、請負代金の 30 パーセントを超え、またはその額が 2,000 万円を超える設計変更がなされてまいりました。

平成 26 年 6 月 4 日に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正法、および平成 27 年の 4 月から適用となりました改正品質確保法第 22 条に基づく発注関係事務の運用に関する指針では、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設

計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合などにおいて必要と認められるときは、適切に設計変更および、これに伴って必要となる請負代金の額、または工期の適切な変更を行うこととされています。

つきましては、本町におきましても高知県に準じ、設計変更における留意点や必要な手続きを明確にするとともに、受注発注者双方の認識を深め、設計変更に関する業務を適正かつ円滑に行うため、設計変更に関する事務取扱要領および建設工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定が必要と考え、現在、町の事業担当課、情報防災課、まちづくり課、農業振興課、建設課、海洋森林課、総務課を中心に内容の検討に入っており、本年度中に取りまとめ、平成 29 年度工事より適用したいと考えています。

なお、設計変更ガイドラインの策定に併せまして、建設工事等の契約事務処理要領の見直しも行います。

また、議員からご質問のありました地方自治法第 96 条以外の設計変更の件数でございますが、本年度工事におきまして工事費が 1,000 万円以上についてご報告をさせていただきます。

一般質問の通告を受けまして全課を対象に調査をしましたところ、情報防災課の避難道整備工事におきまして 1 件対象工事がありました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

この質問の目的はそのガイドラインを作れということでしたので、まあ作るということです。

他町村も既にやってますし、このことをきちっとしてないですね、隣接というか、近くの町でもこの 30 パーセントの部分を確保するためにいろいろ工作をして問題になったこともあります。

やはり職員にはですね、きちっとこのガイドラインを作ってやれば、職員そのものも安心する。これやったらかまん、これはちょっと都合が悪い、というようなことがはっきりと分かってくると思います。そのためには、やっぱり標準となるものが今後必要であると思います。

一つお伺いしたいのはですね、例えば先ほどの A ランク、B ランク、C ランクで報告していただきましたが、B ランクであれば 500 万から 1,500 万の工事を請け負うことができるという告示をされておるということですが。そうした場合に、ぎりぎりいっぱいこの線でその金額を請けておったときにですね、工事変更があつて倍にもなるとなりますと、やはりこの A ランク、B ランク、C ランクの基準というのは、その技術者とか経営体の大きさとか、その総合的な点数によってランクを決められておると思うんですが、そうした場合に相当無理が生ずる場合がありますよね。そうした場合に、やはり工事の頻度といいますか、質というか、その付近が担保されるかどうかいうのが少し心配になってくるわけです。

そういうときの対策は、現在はどのようにされておるのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

工事につきましては先ほどもご答弁しましたように、品確法に関する法律によりまして適正に実施しているわけでございますけど、先ほど言われましたように請負金額が倍近くなるとかいう場合、その工事の内容を十分担当課で精査をして、その業者で適切に施工ができるという判断の下、現在、増額申請をしております。

ただし、先ほど言いましたように、今後はその付近も十分精査の上、増額については適切に処理をしていき

たいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

もう1点、確認だけさせていただきます。

ほんとに今から先、ガイドラインを作って整理していかれるということですので、これ以上質問はいいと思いますが、1つだけ。

告示行為。先ほど言いましたように黒潮町の告示式条例というの第7条にですね、公告する場所というのが定められておると思うんですが。まあ条例とか規則とかはきちっと書いてますが、その他のこういう事務の範疇（はんちゅう）の告示も多分、告示式条例に基づいてやられておると思うんですけども。

この、例えばランク付けとかそういうものをちらっと耳にしたところ、その付近は閲覧場所というのがあってですね、そこにされておるといのがを聞きました。

基本的にやっぱり告示行為ですので、掲示板に書いて、例えば閲覧場所をどこどこにするというような方法で皆さんに公表されておるのか、その点をお伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

告示等につきましては、黒潮町告示式条例につきまして行っております。現在、黒潮町の本庁舎、佐賀支所前の掲示場へ向けての掲載になります。

ただ今のご質問につきましては、この告示の張り出しの方が十分ではありませんでして。ただ、総務課の課内の所に書類を整備をしております、閲覧等しております。

なお、町内の建設業者につきましては4月に説明会をしまして、全業者、土木、建築、一切の業者につきましては、このA級、B級、C級の公表等をしているところでございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはり、説明は十分やって、業者の方に分かっておるということで安心しましたが、一応、不特定多数のことにするにも、まあ町村での逃れかも分かりませんが、やはり告示式条例に基づいて公告する場所というのは決められてますので、そこにきちっとしてですね。

閲覧場所というのは、それはそこへ指定をしておつたらいいと思いますが、やっぱりその正規の条例ですので、基づいて、やはり今後は、いろんな、まあこれだけでなくでもですね、ほかのことも併せて、基づいてやっていただきたいと思います。

それでは、次の2番に移ります。

今まで言うたこととおなじ部分だろうと思いますが、先ほどと関連しますが。

6月議会でも設計変更の額の多さを指摘されたということです。黒潮町には黒潮町入札・契約制度改善検討委員会設置要綱というのがございます。第1条には、建設工事等の契約の手続きについて透明性、競争性を確保し、入札制度の改善についての検討すると記載されております。が、マンネリ化を防ぐためにもですね、この会議は重要と思われる。会議は開催されたのでしょうか。

まず、この要綱を私も見てみますと、現在の機構に全く合うてません。条例規則の連携というのが、規則要綱の連携が全く取れてませんが、前にも一度質問したことがありますけども、やっぱりこの付近の整理をですね、やっぱりきちっとしていただいて、機構が変われば要綱まで変えていくと、こういうことが大事だろうと思います。

この要綱が今も変わってないということは会議をしてないということになるのかなと思いますが、まずその付近から対応してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の2番のカッコ2、黒潮町入札・契約制度改善検討委員会についてのご質問にお答えを致します。

黒潮町入札・契約制度改善検討委員会は、要綱により黒潮町が発注します建設工事等の入札および契約手続きについて、より一層の透明性、競争性を確保し、黒潮町行政の公正な運営に期するとともに、贈収賄事件の再発防止を図るため、入札および契約制度の改善について検討することを目的として設置をしているところでございます。

所掌事務としましては、1つ目に建設工事等の入札および契約制度の改善に関すること。2つ目に、贈収賄事件の再発防止に関すること。3つ目に、その他入札および契約制度の適正な運用の確保に関することを検討、審議することになっています。なお、要綱につきましては、議員ご指摘のとおり組織等の一部改正が必要となっておりますので、早急に整理をしたいと思っております。

議員からご質問のありました、設計変更の対応についての当委員会にて協議をしたかにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、関係課長にて協議を行い、今後の方向性等について町長、副町長と協議をしたところでございます。

今後は早急に建設工事等の契約事務処理要領および設計変更ガイドラインを策定をしまして、適正な運用により、一層の透明性、競争性を確保してまいります。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

実施されるということで、先ほどの1番の回答でもらうてますので、そのことはよかったです。

やはり、組織の中でやっぱりきちっとしたガイドラインを作っていくにはですね、やはりこういう委員会があって、この委員会を無視しては多分いけないと思います。やはり、その方向性も含めてですね、やっぱり既約をきちっと、要綱を改正してですね、現実合うようにしていただいて、今後その方向性というか、ガイドラインの作成に努めてほしいと思います。

非常にいい回答を続けてもらいましたので、次へいきます。

3番ですが、愛玩動物対策についてということでもまず1点目はですね、犬のことですが。

以前、北部地域。というのは、私の住んでる地域の周辺ですが、迷子の犬が集落にいたり来たりしておりました。集落で。よく見ると首輪は付けていましたので、近いうちに自宅に帰るものと思っていましたが。しかし、相当日数がたちまして、日に日にやせ衰えて、足もげがしたようなので、町の環境保全係に連絡をさせていただき、県が設置しましたおりで捕獲を致しました。

県の担当者が受け取りに来て対応しているところに運良くといいますか、犬にとっては運良くですが、近く

のハウス農家の方が見に来られて飼育したいということで申し出があり、諸手続きを県の方ともしてですね。予防注射とかそんなものするというので、諸手続きをした後に移管されて、現在、多分幸せであろうと思いますが、幸せに暮らしております。

このときに感じたことですが、ホームページというのがせっかくあります。町のホームページがありますので、迷子犬のページが作れないものかなと。

というのは、今はスマホとかそんなものですぐに見れますので、写真入りでこういう犬が迷子になっておることが表示されればですね、ほんとに気にしておると、飼い主が気にしておればですね、早めにこういうところを見れるということになってこようかと思います。

また、首輪に標識を付けておってですね。予防接種とか鑑札付けておらないかんですけども、弱いので、すぐに落ちるわけですね。だから、この犬もそういうものがなかったであろうと思います。

動物の愛護及び管理に関する法律では、所有を明らかにするために世界共通の ID の入ったマイクロチップの装備が進められております。これは、直径 2 ミリ、長さ 12 ミリで、15 けたの ISO の個体識別番号が入っております。このチップは一度だけですが、獣医師に 5,000 円ぐらいと登録料 1,000 円が必要と聞いております。少し高い所も安い所もあるかも分かりませんが、これぐらいと聞いてます。町は迷子の犬の命を守るために、啓発も兼ね、助成措置ができないであろうかと。

また、この IC チップが増えてきますと、町で捕獲したりするのは、県がやりゆうようですけども町に相談あったときにですね、リーダーといいますか、その IC チップのマイクロチップを数字で見える、国別も全部分かるようになってますが、その見えるリーダーを役場に 1 つ置いておけないかなと思います。値段的には 3 万 1,000 円から始まって 10 万単位までするようですが、簡単なのはそのぐらいであるようです。

来たる東南海地震でも、南海地震が起きればですね。人間もですが、大事に飼っておられるペットもパニックになってですね、家族とも離れ離れになってきます。このチップが装備されていれば飼い主の元にスムーズに帰ってくる可能性もありますし、可能性が大となります。

東日本の大震災でも相当数の、飼い犬や猫も含めてですけども、不明犬が出てですね、相当苦慮されたと聞いてます。黒潮町も、その東南海地震も来るわけですので、この付近も率先してやることできないかなと思います。

譲渡会とかそんな所ではですね、既にもうはめて渡すとか。それから外国から来る犬とかいうのは、もう絶対国の基準でこれをはめなくてははいけません、飼い犬の場合にはそういうこともできないようですので、狂犬病の予防接種のときに啓発も兼ねてそういう方法が取れないかなと思います。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、藤本議員のご質問の 3 番、愛玩動物対策についての 1 番の、犬の認識に役立つ ID マイクロチップの埋め込みに助成と認識機械の購入および迷子犬の写真をホームページへ掲載できないかについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

動物の所有明示については、先ほど議員も申されましたように動物愛護管理法第 7 条によりまして、動物の所有者は、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として、環境大臣が定めるものを講じるよう努めなければならないと規定されておりまして、その認識器具と致しまして、首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環などを装着するとされているところでございます。

ご質問は、この所有者の努力義務とされているマイクロチップの埋め込みに掛かる費用への助成制度の創設と、そのマイクロチップデータを読み取る機器の購入。そして、迷子犬の写真をホームページへ掲載することにより、犬の飼育遺棄の未然防止や迷子犬を減少させる施策の実施ができないかというご質問であろうかと思えます。

そこで、マイクロチップの埋め込みに掛かる費用につきましては、その助成制度の創設につきまして費用が一頭当たり約6,000円ほど掛かるということで、議員のおっしゃるとおりでございます。それで、所有者の方には大変高額であるとは思いますが。しかしながら、大事なペットの身元を証明する手段として飼育を開始する際には所有者の責任として行っていただきたいと思えます。従いまして、町と致しまして、その助成制度の創設は考えておりません。なお、このマイクロチップにつきまして、町内の皆さん知らない方も多くおられると思えます。従いまして、町と致しましても、予防接種のときとか、そして広報などに啓発活動をして進めたいと思っております。

また、マイクロチップのデータを読み取る機器の購入につきましては、遺棄された結果起こる殺処分がされる犬を少しでも少なくする手段として大変有効な方法だと思えます。従いまして、町の方でも購入を検討し、迷子犬が保護した場合には、それを読み取っていくというような作業も行っていきたいというふうに思えます。

また、迷子犬のホームページへの写真掲載についても検討していきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

マイクロチップの助成はできないということで。まあ金額も高いですし、なかなか大変だろうと思えますが。

他町村では、高知県内はちょっと分かりますけど、結構この付近を迷子犬対策のためにやり始めた所があるようですので、今すっというもなかなか難しいと思えますが、そのことを頭にはめていただいて。特に啓発をね、していただくというが重要じゃろうと思えます。当然、犬の所有者ですので、その所有者が責任を持ってその対応をしていくのが当然の話なんですけども、啓発を兼ねてわずかでもできないかな思うて思うたがですよ。

できれば、予防接種で集めるときにですね、そのときにマイクロチップを希望される方はそこではめれるとかいうことはちょっと難しいかも分かりますけども。注射器の大きい、15ゲージですかね、それぐらいの針の付いたもので首のそこへすっとはめますので、苦痛がないいうても犬ですので分かりませんが、そういう形でやっておられようです。

その付近も含めてですね、今後検討をしていただく。急に言うてもあれですので、そういうように既にやられよう所もあるようですので、そこらに聞きながら対応をお願いしたいと思えます。

それから、ホームページにはそういう枠を作っただけのことです。ただ、黒潮だけでは非常に難しいところが出てきます。ですから、県との連絡会とか、こういう部分の連絡会とかあると思うんですが、県下の町村にやはり働き掛けていただいて、リンクをしていただいてですね。黒潮町のが見れば、どこそこで迷子になって分も全部分かるとか、県のホームページ見ればすぐ分かるとかいうような方向性をやはり検討していただいたら。特に境があるわけではありませんで、四万十町から来る場合もあるし、宿毛の方から黒潮まで流れてくるのもあると思えますが、そういうのをですね。そこへ黒潮町だけ載せても分からない率が高いですので、そういうリンクを張るということを検討していただけないかなと思っております。

そのリーダーは検討していただけるということですので、予防接種時に併せてですね、環境省ですかね。環境

省あたりもですね、パンフを作ってるんですよ。こんなマイクロチップ。ペットとあなたを結ぶきずなですという感じのパンフも作ってます。こういうのをやはり取り寄せるなり、あるいはダウンロードしてですね、プリントすればそんなに高いものでありませんので、そういうことを説明して、できるだけその迷子犬が行かないように。それから、所有者責任を明らかにするようにですね、やっぱり努めてほしいと思いますが。

犬は生後2週間ぐらいから、もう既に接種といいますが、そのチップをはめることができます。はめれば一生もんです。外国へ連れていく方は絶対せないきませんが、国内では今のところは努力義務となっております。

ぜひ、その付近も検討していただけないかと思いますが、いかがでしょう。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

マイクロチップの助成についての制度の創設につきましては困難だと考えておりますが、マイクロチップを、存在自体を知らないという町民の方もたくさんおられると思います。所有者の努力義務とはいえ大事な命を預かっておることから、ぜひともこのマイクロチップの装着につきましては啓発を進めていきたいと思っております。

議員も申されたように、例えば予防接種のときに一緒にこういうものもありますよというようなパンフレットを配るとか、また広報での啓発とかを進めていきたいと思っております。

そして、そのことにつきまして、ホームページのリンクのことにつきましても、幡多地区の獣医師会がございます。そちらの方に提供させていただいて、他市町村と連携を取りながら、広域的に保護を図るようなことも提起していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そしたら、そういう方向で、できるだけかわいそうな犬ができないように対応をお願い致します。

次ですが。次は、犬の次に猫になってきますが、猫の避妊に対してですけども。

高知県は動物の愛護及び管理に関する法律、および高知県動物の愛護及び管理に関する条例の動物愛護の趣旨に基づいて雌猫の不妊手術費用の一部を負担することにより、雌猫の不妊手術を行うことを推奨し、猫の不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすことを目的に補助事業が行われております。

併せて、動物の愛護および管理について理解を深め、公衆衛生の向上および社会生活の安定に寄与することを目的に助成がされております。

県の方は、手術料は2万から3万ぐらい掛かるようですけども、飼い猫に1匹6,000円、飼い主のいない猫にはボランティアでやっておられることを条件に1匹1万円ということです。県内でも実施される町村もあります。いのとか、土佐市とかですが。特に黒潮町の場合はですね、ふるさと納税の返礼品の商品に、代金の一部をこの対策に寄贈するということを明記して、ふるさと納税のふるさとチョイスという所に載せております。それがどれぐらい入ってきておるかは分かりませんが、黒潮町にはその善意を受けて対応する要項がありません。

それで、黒潮町にはその要項を作っていく考え方がるかということですが。

質問提出後、今回の予算が組まれておりましたので、その要項はできたかなとは思いますが、お伺いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、藤本議員ご質問の3、愛玩動物対策についての2、猫の避妊に対しては県の補助もありますが、町としての取扱要項はできておるのかということにつきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員のご質問の猫の避妊手術に対する補助金要綱につきましては、黒潮町メス猫不妊手術推進事業補助金交付要綱という形で制定を致しまして、今9月議会で一般会計補正予算にメス猫不妊手術推進事業補助金として計上をさせていただいております。

この、黒潮町メス猫不妊手術推進事業補助金交付要綱の概要をご説明致します。

この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律、そして高知県動物の愛護及び管理に関する条例の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内において飼い主のいない雌猫の不妊手術費用の一部を補助することによりまして、不妊手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖および飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすることを目的としています。

補助金の対象となる猫は、高知県メス猫不妊手術推進事業実施要綱の規定により、不妊手術を行った費用の負担を受けた町内に生息する飼い主のいない猫が対象になります。

町が補助する額は猫1匹につきまして5,000円を限度としていますが、雌猫手術に掛かる費用は約2万円から3万円ほどですので、高知県から1万円の補助と黒潮町から5,000円の補助を合わせて、申請者の負担軽減が図られると考えおります。

そして、この要綱の実施は今年の10月1日からと、実施とさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

町の方も猫の避妊に対して対応を始めたようでして、安心しております。

非常に各地域で、猫の増加に困っておる地域もあるようですので、少しでも町のこの対応によってですね、そういう不必要な繁殖が行われないようになれば、少しでもその、例えば先ほど言ったふるさと納税の一部を活用してという方も喜ばれるのではないかなと思っております。

これも出来上がったということですので、次へいきます。

次は情報基盤についてですが。

7月の初めに、広報委員会が開催されておるときだったと思いますが、コンピューターウイルスの感染の話を知りました。その後、何日かちょっとシステムがダウンしたといいますが、使えないということも聞いております。コンピューターがダウンしますと、現在の業務はほとんどコンピューターに頼ってますので、業務が止まり、大きな町村の損失になると考えます。

さらに、役場は一番個人情報があります。個人情報の宝庫です。基幹系、情報系に区分はされていますが、住民基本台帳のデータとか、一番最たるものの戸籍。最近始まった個人ナンバー、個人番号、税などがあると思いますが。作業には情報系のPCを、従前は一部そのデータを用いて使ったりしておったと思いますが、今は分かりませんが。多少なりとも情報系の分とインターネット系の分とつながっておる機械を使ってやられ

たと思いますが、今回の感染でそれらの情報が流れた恐れはないかということです。

以前、この議会でも先輩議員がですね、セキュリティー対策が黒潮町は弱いと。模擬攻撃等で点検対策をしたらどうかという提案がありましたが、対応はしているのでしょうか。

今回もネットワーク強靱（きょうじん）化で5,900万ですかね、予算化されていますが、どんなでしょう。

それともう一つはですね、この工事。ネットワーク強靱（きょうじん）化の工事をされるに当たってですね、工事施工後の検査はどのようにされているのかということです。

また、年間のこのセキュリティー対策の経費はどれくらい掛かっておりますか。

このネットワーク強靱（きょうじん）化で行われるのは、分断といいますか、住基系とかそういうものの、LGWAN でつながっておる部分を切断する。インターネット系ともう接続しないと。

LGWAN の分と接続についてはファイアウォールを中に挟んでですね、そう接続しますけども。インターネットで取られたデータを LGWAN の方に移すには、無害化といいますか、そういうのをして移す行為をしないと移っていかんと思います。

極端に言えば、今までやりよった作業が事務量が増えるぐらいのもんでして、USB から取った場合もそのUSB そのものが、他から持ってきたUSB ではもう受け付けないというような対策を、今度、情報化、ネットワーク強靱（きょうじん）化といいますか、その部分でされるようですが。そういう工事をしたのがチェックといいますか。

ほんとにそれが、その業者がやられたことを全く信用して検査するのではなくてですね、その付近のその弱い所はないか、そういうホールがないのか、穴が開いているところはないのかをほんとに見分ける方法というのはどんなにされておるかちょっと心配でしたので、お伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の一般質問の4番目、情報基盤についてのご質問に、通告書に基づきお答えを致します。

ご質問の事案が発生したのは、平成28年7月8日金曜日午前9時20分でございます。

同日、午前10時50分に感染の可能性があるため、インターネットへの接続をはじめ、役場内ネットワークの停止や各サーバーの停止を実施致しました。従って、これにより業務に大きな影響が出たことは間違いございません。

なお、この障害発生時の状況報告は遅滞なく町長まで報告を行うとともに、高知県、総務省、内閣サイバーセキュリティセンターに第一報を行いました。

発生から4日目の7月11日月曜日にすべてのチェックを終え、全ネットワークおよびシステムを平時運転へと戻しました。結果的に申しますと、ウイルスに感染しておらず、当然、情報漏えいもありませんでした。システムも、ウイルスなど外的要因によりダウンしたのではなくて、自発的に情報漏えい対策を講じる上で停止をしたというのが実態でございます。

ただ、このようなウイルス攻撃は、ある民間会社の調査によれば昨年の同時期の7倍にも増加しており、マイナンバー法の施行を控え、自治体を狙った攻撃が激化しているのが現状であり、メールや外部記憶装置の取り扱いの徹底については今後ますます重要となります。

今後の対応についてでございますけれど。

現状の説明から致しますと、ウイルス対策は役場の出入り口および各パソコン、いわゆる大本の部分と末端の部分の2カ所でチェックと駆除を行っております。また、インターネット上の不必要なホームページはフィ

ルタリングを施して、閲覧不可能としております。ウイルス定義ファイルやウィンドウズ OS のアップデートなどはサーバー一括管理として、リアルタイムに更新を実施しております。各パソコンにおいては、極力端末にはデータを保存しない仕組みとして、使用にはパスワード管理、操作履歴やデータの持ち出しなどのログは資産管理ソフトにて一括管理をしているというのが状況でございます。

マイナンバー法に伴う、総務省より新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けての報告がなされ、新たな自治体セキュリティ対策の対応手順に基づいたセキュリティ対策をすべての自治体が行い取り組んでおります。

具体的な中身と致しましては、役場のネットワークをマイナンバー利用業務系、マイナンバー関係の事務系、インターネット系の3つに分け、それぞれのネットワーク間での通信を遮断致します。

インターネットへの接続やメールの送受信については、県と市町村が共同で運営する高知県情報セキュリティクラウドを通じてのみのやりとりが可能となることで、強固なセキュリティ対策を講じます。

その内側に当たる町側のネットワークにおいても、自治体セキュリティ強靱（きょうじん）化対策として、本議会でも補正予算をご提案しております。来年4月1日の運用開始に向けて構築を急いでいるところでございます。

構築費および後年度の運用費も含め、非常に多くの予算を必要とするセキュリティ対策となりますが、これまでになかった強固な仕組みとして間もなく運用が開始されるところでございます。

また、職員に対してもこれらのセキュリティ対策における研修などを実施して、運用する人間の啓蒙（けいもう）も進めていくように準備をしております。

委託費のチェック、検査はどういうふうにしてるかというご質問もありましたけれど、これは委託契約を結んだ後、委託業務を完了した後は、仕様書に基づき情報防災課長の私の方で検査をしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

この間はコンピューターウイルスじゃなかったそうで、まあ良かったと思います。

そのときはウイルスが入ったと聞いておりましたので、これは大変だなと思っていました。まあ、なかって良かったですけども、地震と一緒に、備えがやっぱり必要だと思います。

今回、先ほど言いましたネットワークの強靱（きょうじん）化で対策はされるようですが、一つ僕が心配するのはですね、ネットワークの強靱（きょうじん）化の仕様書に基づいてやったと言われてますけど、その部分はほとんど目に見えないわけですよね。つながってるかどうか、つながってないかどうかということも細かくは分からないのですが。

この付近は、やっぱり最終的に外部検査、外部監査といいますか。経済産業省がですね、情報セキュリティ監査企業台帳というのを、多分出てると思います。四国内にも数社あると思います。NTTをはじめ。そういう所にその工事をやったことは別にですね、やはり検査をやっていただく。

例えば、そういう所で大丈夫じゃと言われても、だんだんやっぱり今までウイルスワクチンをはめておって大丈夫じゃと言われても、結構、課長が言われたようにいろんなところでそういう、侵入してきたという恐れが、恐れというか事例がありますし、ベネッセあたりでも相当流れたし、年金の名簿が流れたというのも、国がやりよってもそういうことながですよ。

まあ大丈夫じゃといわれる施設もそういうことですので、逆にですね、ほんとにそういう工事をやった所が

きちっと機能して、現在考えられる方法で機能しておるかというところを、やっぱり町村はその業者以上の知識はないかも分かりませんが、そこを何らかの方法で、第三者でチェックすることができないかなと思ってます。

例えば、今先ほど経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳をちょっとのぞいていただいでですね。そういう企業に相談をして、そういう工事が終わった後とかですね。もし、工事そのものはもう。まあ形式的には課長の完了検査でいいわけですけども、課長がすべてそのところをチェックできるわけではないと思います。あとは企業がそのところで、工事をやった所を信用するしかありませんので、そこを別の方法で検査するという方法が講じられないかなと思います。

特に、マイナンバーがずっといろんな所に使われていきますし、戸籍の分は町の支所と本所と。それから、あと郵便局にデータを送るという分。郵便局とか、まあコンビニにも送るようになれば LGWAN 使うてやると思うんですけども、そういう付近のセキュリティーというのが今からもうほんとに大事です。ちょっと漏れて、もし黒潮町からそれが漏れたとなれば大騒動です。

だから、セキュリティ対策の費用というのはこの強靱（きょうじん）化でも 5,900 万、予算されてますけども。この強靱（きょうじん）化でほんとにもうやった上で、なおかつ大丈夫かなと思います。できればですね、その監査企業あたりに、の費用は分かりません。どれぐらいか分かりませんが、できることならそういう方向もちょっと考えていただくということが大事かなと。

ハッカー、ハッカーというて言いますが、ホワイトハッカーあたりに逆攻撃をしてもらうという方法が取ればいいと思いますし。こういう監査企業がそういうこともやるだろうと思ってますが、その付近は今考える時期に来てるんじゃないかなと。特に、その 7 月に起きたウイルス騒動、ウイルスやなかったんですけど、そういう問題が起きたときに威力を発揮するかなと思いますし。

それから、ウィンドウズらのアップデートはサーバーにまとめちゃって一括して行うそうですが、今度はこの強靱（きょうじん）化になりますと、この付近が LGWAN あたりのコンピューターとかそういう所にアップデートが、今サーバーをインターネット系でやりよった分ができなくなってくると思いますが。サーバーもまたほかに、そういうマイナンバー関係のやつとかいろいろな所に別々に要ということになってきますし、つなぐことそのものが駄目と、このネットワーク強靱（きょうじん）化では言われてますので、その付近の対策のも経費がまた掛かってくると思いますが、そういうところも含めてですね、どれぐらい今。

先ほども問いましたけど分かればですね、このセキュリティ対策にどれぐらい掛けておるのか、黒潮町ればあ掛けておるのかということも併せて教えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

第三者による外部検査も検討してはどうかということでございますけれど、当然そういうことをすると費用も発生もしますし、果たしてそれがそれがどれぐらい効果的であるのか。他の自治体とか、国、県のご意見も聞きながらですね、今後勉強というか、研究はしていきたいと思えます。

ただ、もう一度説明申しますと、先ほど申しましたようにマイナンバー業務、それからマイナンバー関係業務、インターネット関係業務、3 つに分けます。これは最初のスイッチの段階で論理的に分けて、スイッチの下のハブで物理的に分けて、という仕組みになりますので、つながることは、3 つはなくなりますので。

バージョンアップの機能、ご心配もしておりましたけれど。これが国の指標の最高の基準でございますので、

今後さまざまな課題も全く出てこないとは言えないかもしれませんが、これまでとは全く比較にならない次元のセキュリティ対策になろうかとは思っています。

保守の維持管理をちょっと、経費どれぐらい大体要るかということですけど。ちょっと手元にその資料、持ち合わせなくて、そこを今回お答えできませんけれど。

また今後、今回のマイナンバー系のセキュリティ対策が完全に済んだ後、また保守の費用も変わってくると思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

セキュリティ対策の費用は総合的に分からないということですので、この付近もやっぱりきちっと把握しておくというのは、どれぐらいこれをやって経費が掛かりゆうかいうことは、ぜひまた調べておいてください。今日はもう分からないいうことでいいですが。

先ほど言った情報セキュリティ監査制度というのは国もやはり心配してですね、いろんな形でそういうものもできてきておるようですので、やはりこれの検査ができないとすればですね、必要ななど。

というのは、なぜかといいますと、コンピューターもやっぱり人間と同じくですね、主治医だけではなかなか難しいところがあります。セカンドオピニオンが必要な場合もあると思うんですよ。そういうところは私は言いゆうわけで、大丈夫じゃ大丈夫じゃいうて言われてもですね、大丈夫というのが見えないんですよ、コンピューターです。そこは別の組織がやっぱりチェックをするというのを、やっぱり今後、やっぱり考えていくべきだろうと思うんですが。

非常に情報化の中にあって、この付近が一番住民が心配しゆうのは、個人ナンバーらもほかへ漏れていかあせんろうとか、それへコンピューターウイルスがあってどうだろうかというのを心配されておるわけですよ。今度、この予算も組まれておりますので、これで相当遮断をしていきますので、ある分強化されるとは思いますが。

今言いよったように、サーバー側からの分も別のサーバーを構えないとアップデートできんし、無害化をきちっとしてやっていかんといかんと思うんですが。この付近はやっぱり細かいところまで、我々も含めて分かりませんので、そういう専門の所に町の監査と同じくですね、やっぱりやっていただくというのが今後の方向、住民に安心感を与えるための方策だと思いますので。今すつとやるとか言えんかも分かりませんが、早いうちにそれを検討していただきたいと思うんですが。

町長どうですかね、この付近は。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

外部監査のことについて庁内でちょっと議題に上ったことがないので、少し検討させていただきたいと思いますが。

前提と致しましては、今契約している委託先もですね、自分たちは専門家としてお頼りをしているところでして、まずはそちら側から仕組みについてのしっかりとした説明をお伺いをして、これで基準が満たせますと。特に今回についてはマイナンバー関連で国からも相当な基準が示されておまして、黒潮町としてはフルスペックの、いわゆる国の基準内における最高のセキュリティ対策を講じていると思っております。そこらへんを

再チェックしながらということになるかと思いますが。

先ほど申し上げましたように、その外部監査のことはこれまでちょっと話にも、協議の俎上（そじょう）にも上ったことがないので、少し閉会後に検討させていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やはり、そういうことを検討していただくだけでもだいぶ大事なことでと思います。

やはり住民の情報はですね、知らん間に流れていくというのが一番多いのはこのコンピューターですので、ほんとに仕事をしていただけるコンピューターではありますが、そういう恐れもあります。

それから、もう一つはヒューマンエラー。人間がですね、やはり何げなく持っていった USB やそのもんでデータが流れていくことが結構、最近はそのちらの方が多いかも分かりません。職員研修もやられるということで、その付近も含めてですね、十分ご指導していただいて、指導していただいてですね。黒潮町からはそのヒューマンエラーという、人がやるミスを犯さないように対応をしていただきたいと思います。

これはこれで終わります。

続いて最後になりますが、ストレスチェックについてお伺いします。

昨年 12 月の議会でも質問しましたが、50 人以上の事業所では職員のストレスチェックを 11 月までに分析をして、取りまとめをしなくてはならないというのがあると思います。全体のチェックはできたのでしょうか。

この制度はメンタルヘルス不調の未然防止、職員自身のストレスへの気付きを促す、ストレスの原因となる職場環境の改善などを目的に行うものですが、分析がまだできてないとしてもですね、概要が分かればお知らせをしていただきたいと思います。

現在も病欠されておられる方もおるようですが、このデータを早く活用してですね、対策しないと大変だろうと思います。先の答弁でも当時の総務課長が、業務量が 2.5 倍になっているということでした。エンジンが焼き付きはしないだろうか、職員のエンジンが焼き付きやしないだろうか心配しております。

職員は黒潮町の大事な宝であり財産であります。戦力です。一日も早い分析をしてですね、ちょっとでも速くそういう恐れがある部分については改善してほしいと思います。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の 5 番のカッコ 1、ストレスチェックについてのご質問にお答えを致します。

ストレスチェックにつきましては、ご存じのとおり労働安全衛生法の改正によりまして、労働者が 50 人以上の事業所におきまして、平成 27 年 12 月より毎年一回実施することが義務付けられております。本町におきましては、今年 8 月 1 日から 19 日の間を実施期間と致しまして、調査を実施致しました。

結果につきましては、事業所として分析を行うこととしておりますが、現時点におきましては分析中の段階でございます。

このストレスチェックにつきましては、あくまでも職員自身のストレスの状態を知ることによって早めの対処を行うことが目的であり、個人結果は個人の同意がないと事業所には分からないこととなっております。

個人の特定はできませんが、今回の実施した中には高ストレス者と判定をされました職員も数名おります。

町全体の分析としましては、厚労省の示す偏差値より若干低い個所も見受けられますが、ほぼ標準に近い数値となっていると考えております。

高ストレスと判定されました職員に対しましては、1、産業医による面談を勧奨しております。また、町独自に実施しております心理カウンセラーによりメンタルヘルス相談の利用につきましても勧奨しており、早めの対応ができるように環境を整えているところでございます。

議員ご質問のとおり、早期発見、早期対策は職員の健康維持のためには不可欠なことでございます。そのための一つの手段がストレスチェックであり、まずセルフケアのできる体制づくりが必要となります。

先ほども申し上げましたとおり、町独自の取り組みとしまして、月一回定期的に職員メンタルヘルスを相談を実施しております。

また、現在実施しております人事評価とも関係をしてしておりますが、管理職による個人面談を必須として実施しております。その中で職員のその業務量や状況を把握し、早めの声掛け等の対応ができるようにしております。

また、昨年度には管理職を対象としたラインケア研修も実施をし、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

8月にやったそうですので、まだ十分な分析はできてないとは思いますが。

当然、おっしゃられたように、これは個人が申告しないと、産業医とかそういう所に申し出ないといけない。特に個人が特定できないような方法でやりますが、当然10人以上のグループといえますか、それでの分析は当然されるべきであって、その部署に特に偏った問題があればですね、その部署の解決をしていかなあ。まあ10人以下になりますと個人が特定されますので、厚生労働省あたりは10人以上ということになっておると思います。

当然やられたと思うんですが、少し先ほど聞くのを忘れてましたのでお伺いしますが。

これは、ストレスチェックする前にですね、労安では協議されたんでしょうか。その中で協議してですね、この対策要綱とか。それから、やるのには人事の担当とかそういう者がこれはしないということになっております。人事に影響しないように、安心感を持って調査に臨んでもらうようにするためにですね。

通常は、産業医である医師とかですね、保健師。あるいは、厚生大臣の研修を受けた看護師および精神保健福祉士がするわけですが、黒潮町の場合にはどういう形でできたのかなあと思います。要綱も作成すべきということが指導指針には載っておりますが。

厚生労働省によると52パーセントの人がストレスを抱えているとの報道もあります。黒潮町も標準とあんまり変わらんということですので、まあ予備軍がたくさんおると。早く各課長が面談をしながらやっておるようですけど。

前にも言いましたが、出勤簿の代わりに入退室のチップ化をしておりますので、その付近とも連動しながらですね、やはりやっていただきたい。時間外の分も税の方は100時間を超す人が何人かおるということですので、その100時間を超したら当然、言われておるように産業医も委託しておりますので、その付近の意見も聞くということも、前回のときもそういう方向でいくということじゃったが、まあ、やったろかなあと思っております。

ほんで、労安で協議をして要綱など作って、どなたがこれは実施をしたのか伺います。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

職員の健康管理につきましては、安全衛生委員会というのがございまして、そこに産業医の先生などのアドバイスも受けるということになってございます。そういうことも受けてですね、進めてまいってきました。

そして、一人ずつとカウンセリングをお願いしよう先生は心理療法士の先生でございます。ストレスチェックで個人が高判定というふうな診断になればですね、その方がまた自発的に、まあ人事とか分からない、その先生に直接連絡をして時間を決めてですね、毎月一回行っておるその時間を設定してカウンセリングを受けるというようなことにもなっております。

また、24時間体制でですね、高知の方の相談窓口の方に相談をするというようなこともですね、それも一時期やっておった経過がございまして、そういうことも今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

（藤本議員から「誰が実施者」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

すみません。失礼をしました。

相談の実施者というのは、産業医と保健師ということと、実際には町独自でやっている心理療法士の先生ということになるかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

ストレスチェックのですね、実施者。町がやりゆうみたいだけど、実際には町の人事権を持った者とかそういう者はできないことになっちゃうと思うがですよ。

先ほど言いましたように、労安で十分協議をしていただいて、そういう実施のための要綱とか取り決めはされたのかということな感じです。ただ単に、やったというだけじゃいかんと思います。

その実施するのは医者がメインになって、その医者やったら医者が全部把握できるけども、個人情報として町の方に全部は言えませんし、把握していく人が、どの人がやったのかなあと。医者がやったのか、まあ町の保健師がやったのかは、先ほど言ったように厚生労働大臣が定める研修を受けた看護師、あるいは精神保健福祉士がやられたのかなあと思うたがです。

それと、要綱を作成すべきだという国が示したガイドラインには載ってたと思うんですが、その付近はどんなになったかなあ思うて。

先ほど言いましたその、こういう方法でやっていくというのはもうできたかなあ思うてちょっと見よったけどどう見つけませんでしたので、どのようになっておるのか再度お伺いします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

実施者というのですけども、実際的には町で実施しておるがですけども、専門の業者に委託をしてございます。

その中で、全国的な専門的な業者ですので、要綱的なものは実際定めておりませんが、その業者の持っているノウハウで実施をしておるところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

業者がやれば、その資格を持っておる業者がやっていますので大丈夫じゃと思いますが、今後、活用についてはですね、十分その個人の情報ですので、その漏れたりすることないように。

あるいは、その事業所を指定するときもですね、特定の人数の少ない所であれば個人特定もされますので、そんなことの絶対ないように配慮しながら職場改善をしていただいて、安心して働ける職場をつくっていただくということが、一人の人の能力が 100 あるものが 110 とか 105 とか、そういう形で能力発揮もできますし。環境によっては、逆に 100 ある力が 80 とか 70 とかにどんどん下がっていきます。そういうのは、町にとって大きな損失ながですよ。

金額だけでいうても職員の給与からいくともものすごい損失になってきますので、この対策は間違いのないようにきちっとやってほしいと思います。

少し時間がありますが、早期発見、早期対策をやっていただくということで、これで終わります。

議長（矢野昭三君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11 時 5 分まで休憩します。

休 憩 10 時 47 分

再 開 11 時 05 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10 番（森 治史君）

それでは私の質問に入りますけど、ちょうど時間が 11 時です。私の質問が 12 時超すようでしたら、議長の方で適当なところでお昼ということで合図いただけましたらありがたいのですが。よろしくお願い致します。

1 問目です。これは町とはちょっと関係が薄いかもしれませんが、県営住宅の耐震についてをお伺いさせていただきます。

県営住宅と言ってますけど、正式名が雇用促進住宅というような名称になるかと思いますが、このあれにつきましては、役場の方に問い合わせ致しますと、佐賀地区には平成 4 年、大方地区には平成 7 年に 3 階建ての集合住宅が建設されております。この住宅は町管理でないことは重々承知しておりますが、その住宅で子育てとか高齢の方なんかの生活をなさっております。そういう方たちは町民でありますので、日常生活の中での建物の耐震は大丈夫なのかと。そのような不安な思いを持たれる方の声を聞きます。

そこで、これは県の方であり町とは無関係ではありますが、県営住宅ですので、県の側から入居者への説明をすべきと考えますが、それを言うことにつきまして町の行政に対して県の方から住民に説明したか、もしくは、町の方に対して県営の住宅の耐震についての説明があったか否かについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の1番、県営住宅についてのカッコ1、県営住宅の耐震は大丈夫なのか、また耐震の説明があったのかについてのご質問にお答え致します。

平成4年度建築の佐賀団地は鉄筋コンクリート造り3階建て1棟12戸、平成7年度建築の大方団地も鉄筋コンクリート造り3階建て1棟12戸でございます。両団地共に昭和57年以降の新耐震基準で建築をされておまして、また、県内の旧耐震基準の団地についても耐震診断した結果、耐震基準を満たしているということでございます。

これまで高知県より黒潮町へ耐震についての説明については高知県のホームページで公開しておまして、各自自治体への説明等はしていないとのことですので、説明はございませんでした。しかし、町としましては平成4年と平成7年の建築でございますので、耐震基準を満たしていると認識は致しております。

住民への説明についてですけれども、これについても高知県住宅課の方に問い合わせをしましたところ、住民へのお知らせはしていない。今のところ、あらためてお知らせをする予定もないということでした。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

仰せのとおり、耐震としては平成の建築ですので耐震は十分あるという認識だと思います。

それはそれでいいんですけど、やっぱりこないだの熊本のあった地震で市役所の庁舎が、それなんかまあこれ、平成じゃなくてもっと前の建物だと思います。やはり住民にとってみましたら、あのような頑丈な物が壊れていくということを見ると、やっぱり何もなければここは大丈夫かという、そういうものにはなれないんじゃないでしょうか。やはり県が管理してますんで、県の方はもう全然する意思もないようですけど。やはり入居者に対しては、何かチラシの1枚でも構いませんけど、それはやっぱり入れるべきではないでしょうか。それは県がやはり県民のことを考えていない。ただ全部耐震はかのうてるからそれでいいんだという考え方。それは正しいかもしれませんが。そこで日々生活する人の立場になれば、やはり県はただで貸しちゃうわけじゃありません。やはり収入に見合わせてちゃんともらっておりますし、また滞納が続けば、強制執行でもしてでも明け渡しをする権利を持っております。

だからそういうことを考えた場合に、そんなにお金の掛かるものではないと思いますので、やはり町からも要請をするなりせんと、県の方は報告する予定がないということやから、住民集めてのそういう説明は必要ないかもしれませんが、できれば住んでる住民に対しては、文書でいいですから県の方からやはりきちっとしたものを渡すということが私は必要だと思います。そういうことについて、やはり住民の安心、ストレスがないように生活していただくにはそういうことがものすごく大事なことじゃないかと思います。

そういう点からしてもやはり手間とは思いますが、行政側から県の方に働き掛けて、住んでる方に通知の1本でも出すようにすべきではないかと考えますが、町としてそのような考えがあるかないかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答え致します。

県の方としましても現在、建築年数の古い住宅から内装工事なんかを行っているということもお聞きしております。その場合は入居者への説明会を開催し、そのときに質問等があればお答えをしているとのことでございました。

また、森議員からチラシ等の配布のことをございますけれども、再度高知県住宅課の担当の方へ要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

ぜひ県の方に働き掛けて、町の方から。やはり町民が安心して暮らせる、ストレスなく生活できる環境を保つということは大事なことだと思いますので、その取り組みの方を県の方に確実にお伝えをお願い致します。

2 問目の方に入らせていただきます。

これは町の社会福祉センターのことについてをお伺い致します。

現在、町社会福祉協議会使用する建物は、建設費が9,049万円で昭和48年12月25日に完成。その後、保健衛生係とか地域包括センターが入っている部分についての建設費1億836万円で完成。これは県の方の費用で建てておると聞いております。で、平成11年の2月の23日に完成をしております。

また、町社会福祉センターに2,415万円を掛け、耐震工事は平成26年3月28日に済ませておりますが、社会福祉協議会と行政は福祉に関する業務には深くかかわって事業を進めてきたと私は認識しておりますが、今からも、いろんな面で高齢者も増えてきてます。それからいろんなことでの対応をしないといけないと思いますが。

庁舎の方は平成29年度中、いわゆる平成29年の11月に完成し、30年の年度末までには向こうで業務をするようになります。高台に移転しますので、この町と関係の深い事業をしている社会福祉協議会が業務している社会福祉センターの高台移転計画を考えているか。もし、そういう考えがあるかないかですが、執行部の考えをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

森議員の一般質問の保健福祉センターの高台移転につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

森議員の言われるとおり、保健福祉センターの当初よりの建物の中には社会福祉協議会が、そして増築の部分には保健衛生係と包括センターが入っており、高齢者福祉、障害者福祉など、連携を持ちながら福祉業務に携わっているところでございます。

保健福祉センターの高台移転につきましては、国道56号線の改良に伴う移転対象とはなっていないのが実情でございます。また、平成25年度事業において耐震補強工事を行っているところでもございます。

また、社会福祉協議会におきましてさまざまな議論はされているかとは思いますが、実際のところ高台移転の協議の申し出や要請などは町として受けていないのが現実、実情でございます。

現在のところ、そういう事情もあり高台移転の計画は持ち合わせていないというところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

最初に断っておくべきでしたけど。これは社会福祉協議会の方から出てきたことではなくって、地域住民の方からそういう声があったので私は、確かに社会福祉協議会の方の委員はしておりますけど。そういう意味合いで、あこから出たことではないのです。先にそれを断っておかないといきませんでしたけど。

住民の方の中に、いろんな面で町と連携して高齢者のことを考え、いろんなものを組んできて事業を進めてきておる。役場としてもこのことだけには取りかかわれない、佐賀庁舎の方の問題があり、佐賀庁舎の前にも、あれは総合センターですかね。そういう建物があります。それで、それも今の位置でええかと言われたときには、いいはずはないはずです。それはちょっと飛びますけど。で、旧大方のことだけを見るわけにもいかんと思います。やはり行政としては両方のバランスを考えながらの事業をしていかないかん。これは本筋だと思います。けど、やっぱり住民の方にとっては、高齢者の何とかのことなんかもすべて行政は福祉に関することについて、避難行動とか何とか、そういうものについてもやはり社会福祉協議会と連携を取りながら作成し、それ参考に物を作っていったらという、マニュアルなんかを作成していくということを考えれば、当然高台にあるべきではなかろうかという意見が出てきても不思議ではないですけど。ここもまたすべてが町有でないし、前の新しくできておる部分、衛生と包括さんが入ってる部分は県の所有権のものだと思います。県費で建てちゃうんですが。このところは県から町の方に移譲されちゃうのでしょうか。いまだに県の財産権なんのでしょうか。

そののここをひとつお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

県の補助を頂いてですね、町が事業主体として町が建てたものということになってございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

それでいくと、完全に町の財産ですね。県の補助金で造っただけで。あこは県が造ったというような話で、私の方が聞きかじりで思い込んじゃった部分があったかもしれません。県費でやっちゃうことで。県の補助でやったということでそのように受け取ったかもしれませんけど。

町のものであれば移転するについても、仮に移転問題が高台移転として社会福祉施設のものがあったとしても、すべての財産権が町にあれば町としては事業をやる分にはスムーズに、仮に今するいう意思是全くないということです。第一に耐震補強を何千万も入れてやっちゃうことから考えても早急に高台移転ということはないでしょうけど、住民の方々が言うに、庁舎は上に行くのに弱者に対する施設の関連のものは、その津波の来る場所にそのままあるがかなという疑問点というか、そういう声が挙がっております。明確に何年先でもないでしょうけど、まあそれ、ここだけするわけにはいかんでしょう。佐賀の方の庁舎をどうするか。それから、前の総合センターをどうするか。大きな問題を抱えてると思います。

特に庁舎と別にしても、同じように佐賀の総合センターの中にも福祉関係が入り、図書館が入りとか、いろんなもんが入っておりますので。そういう関連からするとどういう形になるか分かりませんが、いずれどち

らも高台移転ということになってこようかと思えます。その点、庁舎関連で広場を造ってる関係上、佐賀はまだその土地の確保もできない段階での問題になるけど、目安としてもこちらの方、旧大方の方が高台に代地ができてしまえば、移転するには土地の造成はないので、簡単とは言いませんけどすべて町費でせないかんことになります。すべてのことが。けどそのへんも含めて、まあ10年とかいう目安もあるものかないものか。移転に関する考えは、とにかく耐震も済ましてることやし、道路の間際になるから何かあればその新しい道路で高台へ逃げていただくということを前提にして、そこで業務をしていただくか。

ほいでもう1点のがは、包括さんと衛生センターの方ですが、はそのまま庁舎が移転してもここでの業務になるがでしょうか。下の今の所での業務になるがでしょうか。その2点をお伺い致します。

予定は全くないと言われましたけど、何年とは言いません、10年先とかいうような目安もないものかということ、庁舎が移転したときに包括と衛生センターは一緒について庁舎に上がっていくのか、それともこのままの所での業務になるのかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

役場庁舎としては新庁舎に移る際にですね、包括、そして保健衛生の方はですね、あの計画の中にございましたように一応執務室の方に移るような計画でございます。

そして全体の高台移転でございますが、役場庁舎、役場としてですね、関係のある団体等はそれぞれございます。農業関係、そして商工関係ですね。福祉関係部門ではないこともございます。今の庁舎予定地等の敷地の関係、場所ですね。それと広さ。そういうこと。そして、全体をまた移転をする費用等は膨大なものになるかと思えます。そういうことを全体を含めて協議する必要があるかと思えます。

この福祉センターのみを協議するというに現在至っていないのが現実でございますので、全体的に協議をする必要があればですね、その協議を始めるようにしなくてはならないというふうに考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁ですけど、全体的に協議をしなければならなくなったらしますということやけど。

そういうことは、行政側からそういうことを投げ掛けて、高台移転について商工会にしても潰れる所にありますし、農協さんにしていてもいろいろなもんがあります。そういうことを関連、言えばすべて町と関連したもので事業が動いておりますが。町の方からそういう投げ掛けとか定義はせず、そうすると商工会、農協さん、福祉センター関係の方々がそういう問題を町に持ってくれば、そういう議論もしていくということでしょうか。町からはそういうことは示していかないよということでもよろしんでしょうか。高台ができたけど、面積も、上がってくるにはどうしてもただじゃあ上がっていきませんね。買い手もない、言葉悪いですけど土地も値段的に下落しようと思えますので、そういうところから上へ上がっていく建設費の費用の足しになるかどうか。仮に町の知恵を借りても。そういう状態になっちゃうと思えますので。やはり町が今一番心配しちゃうのは建設費のことだと思います。土地も貸し出しするか購入していただくか、いずれかになろうかと思えますけど。そういうところも含めて長期的なこと考えていかないことには、いつまでもこのまま放置はできないと思えます。

今、私がお聞きしたいのは、ゆくゆくそういうことを含めた考え方がなきにしのあらずかな、というように
は思います。農協さんとか商工会とか漁業組合さん、まあ漁業組合さんが山へ上がってきても仕事の関係上ち
よっとどうかと思いますけど。今副町長が言われるように、行政と深くつながりのある事業をしている所を、
民間とか何とか団体、民間との連携だと思しますので、そのことについて今の段階では、全体のことを考えて
もこのことをだけを突出してはできないと。福祉センターのことだけにかかわることはできないというよう
に受け取れますし。

今後、そういうように住民の方々から声があればそういう場を設け、そういう、社協だけではなくって商工
会の会員さんの商工業者さん、農業関係の方々から福祉関係の方々の住民の方々から声が挙がってくれば、そ
ういうことの問題、高台移転についての話し合いのテーブルは設けるといことでしょうか。町が。

そこをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではご質問にお答えさせていただきます。

現状については副町長が申し上げたとおりで、協議がなされた経過はございません。それから、現段階では
直近で協議を行うという予定もないのが現実でございます。

この公共施設の高台移転については非常に難しい問題がありまして、業務効率だけで判断することもできま
せんし、日常の利便性だけで判断することもできませんし、あるいは当然それら判断基準の中には財源論が伴
ってくるわけでして。さまざまな角度から検討しなければならないと、こういうことになっております。ただ
し比較的ですね、この保健福祉センターの建物自体はですね、自然高台が近隣にあるということと、それから
そこに至る経路が、町内に張り巡らした 200 本以上の避難道の中でも比較的安定度の高い、安全性の高い道路
であると自分たちは認識しております。そう考えますと、有事のときに人命確保が著しく厳しいという立地条
件ではないと自分たちは思っております。

そういった大前提の上で、さまざまな先ほど申し上げたような総合的な判断をしていかなければならないわ
けですけれども。現実的にですね、直近、結構な規模の予算を組んでおりまして、現在予算化させていただい
ております庁舎、それから佐賀保育所、こちらの建築が終わり、かつ交付税の一本算定の先がきちっと見えて
こない、ちょっと財源論のお話がですね、精度の高い財源論のお話が少しやりにくいのかなと思っておま
す。あと 4 年程度でその一本算定の先も見えますので、いったんはそちらを確認させていただいてからという
のが、今お答えできる現実的な答弁かなと思っております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁でよく分かる部分、分かりました。それで今からの交付税がきちり安定するいうか、カットにな
ることは 4 年先分かっておりますので、そこのがなってからということですけど。

ちょっと今回の質問との高台移転のことですけど。前々から、佐賀の方の議員さんからも佐賀の庁舎をどう
するかとかいう問題が出てきております。それから、私の今質問させていただいた福祉に関する問題も佐賀の
総合庁舎。で、町長が言われるように日々の利便性を考えますと、この平地にある方が利用する住民の方にと
ってはものすごく利便性は高うございます。ほんで今言われたように、この場合でしたら絶対的に何があつ
ても新しくできた国道を利用し、高台移転が可能、新庁舎の方に逃げろと中学校へ避難しようと、比較的

大きな道がありますので、道が地震で寸断されてない限り完全な避難ルートは形成されると思います。

そういうことを含めて、また一番の問題は予算関係だと思いますので、落ち着く言うたらおかしいですけど、4年先、5年先でも見えてきた場合に、どちらを先に優先するかいうことはあるかだと思います。一番気になるのは、今のところ包括さんとか福祉関係はなかなか連携がしもって事業をやっているような部分を見受けます。個人的なことで名前は知りませんが、この方とあの方とかいうときにこう行き来してかなりその包括との連携はあるように見えますんですけどね。福祉受ける側とのあれが。それからまあそのへんも上へ行ってもすぐオンラインで今ですからずっと連絡がつくと思いますけど、そのへんも兼ね合わせでゆくゆくのことも検討、課題として受け止めていただきたいと思います。

3問目の方の問題に入らせていただきます。

河川の法面の管理についてをお伺い致します。これ、質問書を出して昨日、おとといかな。水曜日か。国道を通ってましたら、ちょうど質問に挙がっている所の歩道にかかっちゃうとこ、きれいに刈ってくれております。非常に飛ばしてもええようなもんやけど、本当言うたように立橋の端までの歩道にかかった部分はきれいに切ってくれました。そこについては県がやったが、歩道ですので国交省さんが切ってくれたか、ちょっと分かりかねますけど。そのことについてはもう感謝でしょう、近所の方々も。

大体、この植わってる木が自生の木やけど、クスノキに見えてますけど。通称ハウショウの木というように呼ぶ分ではなからうかと思えます。近所の方が言うのは、大きくなったときに台風なんかの強風が吹くと意外と大きい枝が折れて飛んでくると。大体クスノキよりもまだはそい、はそい言うたら方言になるかな。弱いんですよ。折れよいんですよ。まあそれを僕らはそいとか言いますが勝手に。そういうような枝があったということで。結局、何があっても台風で起こったことに対しては人家に被害が被ろうがどこにも請求していくことはないという、そういう問題点はこれで多少はなくなったと思えますけど。

できれば、今ちょうど道路標識が立っております。そっから上まだかなり高く上へ背が伸びております。それで、近くの方々はその上を切っていただいて、川の方はどうも、何か魚のウオツキリンの、それが分からんがですけど。魚かどうか分からんけど。県の方に問うたか何かでウオツキリンという形で切ることができないと言われたけど。ほんじゃけん今みたいに川藻の方は残してもろうて結構ですということで、ほんで上の所も、上へ出ちょう部分が風受けたらもろいんで、できたら何メーターあるか知りませんが、道路標識が立っております。道路標識の高さぐらいにそろえてもらえないでしょうかということが声が挙がっておりましたが、それは。前は垂れた方は国交省やけど、法面の管理はどちらになる。町ではないことは確かです。それで川の法面は県の管理ながでしょうか、国交省の管理ながでしょうか。そのへんを。どちらにしても町の方から管理者への要望をすべきだと思っておりましたが、歩道の方はきれいに刈ってくれております。これはもう文句なくきれいに刈ってくれておりますので、ここはのけて。

ひとつ道路標識の高さからかなり上へまだ出ております。1メーターから2メーター出てる部分もありますが。そこの伐採を、管理関係のところを調べて要請ができるかできないか、町側からいうことでお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の3番、河川法面の管理についてのカッコ1、国道56号線の馬野々に入る場所より田ノ口小学校歩道橋までの蛸瀬川左岸の法面に自生している木について。通学路上の枝と高くなり過ぎた木を道路標識の高さから上を切る必要があるのではないかについてのご質問にお答え致します。

現場につきましては、国道の歩道管理者である中村河川国道事務所、および河川法面の管理者である高知県幡多土木事務所の担当者と現地を確認致しました。通学路となっている国道歩道の上空の枝につきましては、議員も確認をしていただいたように、中村河川国道事務所の方で伐採を9月14日、2日前に行っていただきました。

河川法面の木を道路標識の高さから上を伐採することにつきましては、管理者である幡多土木事務所で協議をしていただきました。回答と致しましては、河川区域内の立ち木については流水に影響がある個所や堤防護岸に影響がある個所を優先的に対応しています。今回の立ち木については現地確認をしたところ、護岸への影響がなく流水への影響もないと判断されるため、対応は考えていませんとのことでした。

町としましては、地元からも要望等があれば管理者である国、県へ対応していただけるよう、今後も要請は行ってまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

まちづくり課の方も土木というか河川管理の方と県土木と話し合いをして現地を見、適切な処置をしていただいたことは、住民の方も感謝すると思います。それは非常にありがたいことだと思います。早急にやっていただき本当にありがたいことだと思っております。

やはりその上に出てる部分を気になさっている方もおるがですね。その。で、県が言うように、それが上に1メートル出ても2メートル出ても、堤防にさして、あって堤防が崩れることもなかろうし、その水の流れにも全く関係はないと思います。一番の問題にしておるのは台風時なんかはその枝が折れて仮に走行中の車に当たったとしても、その補償は何もないということなんですよね。確かに、道路標識と同じ高さに切ったからそういうことがないかということになりましたら、それはしけの大きさによります。今回のスーパー台風みたいに台湾みたいになりましたら、立ち木ごし倒れますので。そういうことを考えましたら、一概にそれを切ったからそういう被害がないかということになりますと、それは分からないことなんですけど。やはり一番気にしちゃうのは、枝が飛んできて瓦が割れて屋根が傷んだとしても、それは個人が直さないかんことになってくるので、木ががうんと粘りのある木で折れない木だったらさほど言わなかったと思いますけど、クス科のハウショウの木のようなので、やはり住民の方が思うのは、意外と雨が降って重たくなって強風が吹くと、思わぬ大きな枝でも折れて飛ぶという可能性が強いものですので、できれば向こうの方の要望は道路標識よりも上の出ちょう部分切っていただけたらありがたいなというような表現をしておりました。

ほんで、もう1本の木はよく分からないんですけど、よくクリスマスのリース作るときなんか実を取りよう木だと思います。そういうようにして住民の方もいろいろその立ち木のものは利用しておる方もおいでますんですけど。今の言葉の中で、住民から要望があればですけど、今回は部落を飛び越したような形でやってきております。その上を切るについて、区長を通じてその要望があった場合には、役場としてもその要望を受けて、県と話し合いの取り次ぎをしていただけたらというように私は解釈したのですが。

私のそういう解釈で課長、よろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答え致します。

毎年1月以降、各部落から地区要望が挙がってまいります。その中で、今回の場所については地域からは挙がっていなかったと思われます。その要望を県とか国とかにそれぞれまとめまして、県におきましては各場所について現地を回り対応をしているところでございます。

ただ河川管理区域の場所におきまして、県の、先ほど答弁でもさせてもらいましたが、河川区域内のそういう支障木とかそういうことについては対応ができるんですけれども、今回、法面の上ということもありまして予算上のこともあるかと思われます。県管理河川の中で河川区域内に立ち木とかヨセとか、かなり樹勢している所が多くあります。そういう所への予算配分が今回はされていると思われますので、県の担当としましてはその部分についての伐採について、今年度についてはできないというような判断だと思われます。

ただ、要望を挙げていただき、それで切っていただくかということにつきましては、再度検討の協議が必要になってくると思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

ちょっとひとつ教えていただきたいんです。こういう河川のときの質問するときに、私はどこまでが県の分なのかとかいうようなことが、ほんでどっからが町の管理になるとかいう。そのときに聞けばいいんですけどあんまり川が大きいので。まあ国道の端やし国交省かなと思ってましたんですけど。

あの蛸瀬川というのは、御坊ぐらいですか、馬荷ぐらいまでが県の管理下になるんでしょうか。ちょっと問題とずれるかもしれませんが関連的なことで。今も歩道は国道の河川管理から始め国道の方の管理でやってくれておるようですし、法面になってくると県の土木の方の管理下になっておるようですので、どのへんまでこうすみ分けとか管理の、蛸瀬の場合。橋の下でしょうか。上田の口のあの大きな橋のどこまでが県の管理下なんでしょうか。管理としては。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

まず、今回の質問個所の境界のことにつきましては、国道の歩道、こちらから中村方面に行きますと歩道側のガードパイプがございます。ガードパイプの基礎部分、構造物、そこに国交省の鉾が打たれておりまして、そこまでが国の管理区域、それから河川側につきましては県の区域となります。

それと、県の管理河川とその奥に行きます町管理河川の区域につきましては、今はっきりと申し上げられません。申し訳ございません。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

はい、分かりました。

次の質問に入らしてもらいます。

これは3月議会の再質問になりますが、避難タワーの件についてをお伺い致します。

3月議会のときに避難タワーの建設についてをお伺い致しました。それで3月議会の課長答弁で、建設工事による破損については隣接住民の個別被害申告事項についてはその実態調査を早急に完了させて、その因果関

係を明確にした上で、適切な対応をして個別の協議との答弁であったが、建設工事によって破損したA氏宅のベランダについては工事によるものかの調査した上で対応すると住民の方には役場の方から伝えたようですが、いまだに防災課、町から何の連絡もないと。そこで言われることは、行政に全く意思、誠意が感じられないとの声が挙がっております。あまりにも時間がたてば、落ちた原因が1年も2年もたってから調べに行ってもそれがほんまに工事のときに落ちたものか否かいうときに、これはもう本当に分からなくなってくると思います。私は素人ですけど。そのことについてもう1年以上ほたくちょうということ。この状態がほんまに住民が信頼してもらえらる行政なのでしょうか。

早急に個別の実態調査をし、因果関係を明確にされる、そういうことを。忙しいことは分かっております。今いろんな事業があります。けど、そういうことが早急にするということが住民の信頼を得る一番の行政の手腕だと思っております。

その考えがあるのかについてお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の一般質問の4番目の津波避難タワーの建設についてのご質問にお答えしたいと思います。まず1点目の、その実態調査ができてない、住民から不信が出てるというふうなご質問でございますけれど。このことにつきましては、実は対応方針の決定が難航して、時間がかかってしまったことを本当におわびを申し上げます。

まず、取りあえず3月議会以降の対応状況について報告をさせていただきます。

まず、本案件を進めていく上で、最も重要となる工事での影響をしっかりと確認する必要がございました。

以前の説明では、工事着工前に既に発生していたクラックを調査して、その後、工事完成時にも同様のクラックを再度確認して、クラックに変化が見られないことを根拠に、工事による影響は発生しないと判断しておりました。しかし、申し入れにあったように、ベランダの部分的な崩落、また、当時の工事方法をあらためて確認させていただきました結果、工事による影響が全くなかったとは言い難い状況であると判断しております。

特に、今回申し入れのあった建物の近くで、大型重機が移動、作業をしていることも再確認し、また本個所が砂地地盤であることも要因して、大きな振動が発生したことは認めざるを得ません。

また、本来であれば、工事影響の判断資料となる振動調査も今回は実施できておらず、数値結果をもった判断ができませんでしたが、町としては総合的に判断した結果、工事の影響と認めざるを得ないと考えております。

今後は、補修等の対応に向け、現時点での損傷状態の確認や補修方法等につきまして、個別協議を進めてまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁でいきますと、明確に工事が絶対だとは言えないけど、その疑いが払拭できないというように受け取れます。町の方も、工事が因果関係だったろうということに達したようですけど。あまりにも時間がかかり過ぎる。

それでその間、調査とかやってるんでしたら、その方は把握しちょうはずです、行政の方が。そこにだけで

もこういう形で調査しておりますので時間がかかりますというようにやはりお知らせをしておけば、今回のように腹立たしいことも言われることもなかったろうし、誠意がないということと言われるのは、ほたられちよるという感じですか。その方々が。そういうように受け取らざるを得ない状況になってきていると思います。

今から個別に入るといっても、もう1年以上経過してますよね。それまでにやはり忙しい中でも電話の1本でもかまんし、そういうような配慮がなければ一生懸命造ったもんが何にもならないし、やりよう皆さん方、課長の下の方々の方々、皆さん残業までしていろんなことを一生懸命やっている、その労がこういう1つのミスで住民感情がこじれてしまう。こういうことになると、横へ横へと町の対応は悪いという言葉しか入っていきません。もっと対応を早急にして、なるだけ行政と住民の間のぎくしゃくがないようにしておかなければ。

今からもこういうことはないとは言いません。起こると思います、いろいろな場所で。そのときに、これは情報課だけの問題じゃないです。ほかの課も一緒です。こういうときに対応を調査するならするでいいですが、そういうところをきちっと相手方に伝えもって業務をやっていくようにしていかなと。ほんのちょっとしたささいなことでも町全体の信頼がなくなってきました。本当そんなに問題視する必要はないというようなことになるかもしれないけど、受ける住民側と行政側との溝が深まってきますので。これはもう情報課だけとか建設課だけとかという問題じゃないと思います。そういうところを、これは副町長が管理下の方になるがでしょうか。それとも総務課になるがでしょうか。今後こういう事例が起こった場合、やはり間を入れずというような話になりますけど、住民とタイミングようにお知らせしもってでもやっていくように通達していただかないと、一つ一つこじれが出てきたら町全体の業務にも支障が出てくると思いますので。そのへんしっかりと対応していかれるか。

町の方の考え方を伺います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただいたとおりでございます。結論に至るまでに時間がかかるのは行政として仕方がない部分もございますけれども、その間の住民の皆さまとのコンタクトが十分に取れていないというのは、大変自分たちの瑕疵（かし）であると思っております。私も含めて組織を挙げて猛省しなければならぬところだと思っております。

今後はできるだけこういうケースが出ないように努めてはまいりますけれども、仮にこういうケースが出た場合、もちろん今回のケースを含めてでございますが、きちっと新たな説明材料がなくても住民の皆さまとのコンタクトを取りながら、各種進めてまいりたいと思います。

10番（森 治史君）

議長、構いませんかね。

もう5分ばあになりましたんで、途中で切っていただいて結構です。

議長（矢野昭三君）

この際、休憩をしたい思います。

公務の関係で14時まで休憩することにします。

休 憩 11時 55分

再 開 14時 00分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

森君。

10 番（森 治史君）

それでは4問目の2の方に入らせていただきます。

これは隣接の所有者からの声でありますけど。タワーと隣接するA氏の所有地、この境界線確認をした上で行政の持ち分と個人の持ち分をはっきりさせるというように、という話であったが、もう既に2年以上過ぎたが町からは何もしてないというようなことの声があります。これさっきのことと関連するようになりますけど。

執行部の方は、この問題に対してどのように対応されていく考えなのか。このままうやむやにしておしまわれるつもりなのか。境界線ですので、双方の話し合いの下でのあれでしょうけど。敷地の境界、畑作りよう側と町の避難タワーの敷地の境界だと思えます。いまだに町からはするというような話から2年経過するにも何も連絡がありませんという声があります。

この問題に対して執行部の対応の仕方を問います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の、避難タワーの建設についての2番目のご質問、境界線確認の問題についてお答えをしたいと思います。

この件につきましては、申し入れのありました以降、その経緯や対応方針等を調査してまいりました。

また、平成27年7月28日付の早咲地区津波避難タワー建設に係る通知に対する回答書でも、現在の境界線が確定された国土調査の経過および境界線の現地確認調査を双方で行い、錯誤による訂正が適切であるかどうかを判断させていただきたいという対応方針をお示しさせてもらっていたところでございます。

その後の継続的な調査を行った結果、今回の申し入れのあった土地の所有者は申し入れをいただいている方ではなくて別の所有者であることが分かり、再度対応をご相談する必要が生じております。

ただし、先ほどの工事影響による対応方法と併せてご相談する予定となっており、この件に関してもその対応が遅れてしまってお迷惑をお掛けしております。工事影響による対応方法と併せて、ご相談をさせていただければと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

これは調べた結果、言われてる方の所有ではなく、他の人の所有になっているということではありますが。

ここは民事ということになってくると思いますが。既にそしたら今言われてるAさんの方には、あなたはそう言ってますけど、調べた結果は所有者は別の方ですよというようにお伝えをなさっていますか。A氏に対して。

お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしたいと思います。

そのことも併せて先ほども答弁したようにですね、建物の件と絡んで一括してご説明を整理してさしていた

だきたいと思っておりますので、まだ正式にご本人の方にはお伝えしておりません。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

知らせてないって言いますけど、その損害的なものと所有地の所有権の問題ですので、そこはもう全然別問題にして考えんと個人の財産権の問題になりますよね。確かに財産権です。ベランダも個人所有のもんです。その人の財産権かもしれませんけど。私のとらえ方の方が間違ってるのでしょうか。

土地を耕作しよう畑が自分のものであるかないかということはものすごい重大なことだと思うんですよ。行政にしたら、同じ方のことだから同時に説明をさせていただきたいと思ってますということと、そのときにほいたら土地は私のがじゃないがですいうてそのががなった場合に、よくややこしい土地というのはようけあると思うんですよ。実際に。実際は変えてたけど登記をしてなかったとか。今になってじいさんのときにどこやろのおんちゃんと土地が交換したけどお互いが登記をやってなかった関係で、今訳が分からなくなったというようなこともあります。ほんでその所有権の問題になりますので、単なる境界のあれがどうのこうのとはまた違ってくるとは思いますよね。これ、ものすごい大事なことではなからうかと思えます。ある方の持つてる財産が消えていくということになりますので。今回の調査で。それは役場の言っていることが正しいかもしれません。それは。けど、今まで自分のものだと思って耕作した側にしてみたら、このことで消えてしまうということになってきますので、またひとつ大きな問題が生まれるのではなからうかと思えます。そういうことについてはまとめてすることも結構ですけど、どちらか重要性のあるものとして、ひとつのことでやっぱり対応が必要ではないかと思うんですけど。

これ、調べた結果、A さんのものではありませんでしたので所有者が別個でありましたということで役場は言います。それはそれが当然正しいことかもしれませんけど。けど、その方は自分の畑だと思って耕作してきたということで、何年も加地子（かじし）も払わんで自分がやってきたもんが、ある日突然、じゃああんたのもんじゃないで、こっちのもんで、と言われることになるという。そのことが生じますが。民事になりますけどそこについては行政の方もきちっと責任持って対応してあげんと、なかなかほかの亀裂が入ってきますが。行政としては民事には首を突っ込めないということは百も承知ですけど。そういうことの恐れがあると思えますが、そのへんのことは考えられなくスムーズに、はいそうです分かりました、うちのがじゃなかったですかねというような形でいくと思われませんか。一応答弁いただきます。

もう課長では駄目だと思いますので、もっと町長とか副町長あたりでやってもらわんと、ちょっと問題が。課長の答弁ではしぬくいことやないかなと思うんですが。どちらでも構いませんけど、ちょっとそのへん情勢が違ってきましたんで。話の中の。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回のですね申し入れをいただいているその境の確定のお話ですけども、論点は国土調査が完了している地区でして。その国土調査の手続きに不備がないと判断をすれば変更ができないということになります。それは双方合意の上での境界の確定ということになりますので。なので、当町がずっと調べておりますのは、その手続きに瑕疵（かし）があったのかなかったのかと。瑕疵（かし）があったとすれば、再度、変更できるかどうかは別にして再度の境界の確認をさせていただくと。ただし瑕疵（かし）がないという判断になりますと、どうしてもその法的な手続きが完了している関係で変更ができないという、こういうことになります。

繰り返しになりますが、今回申し入れをいただいておりますこの案件につきましての核なる論点はそういうところがございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

国勢調査が済んで確定してしまうと、後、その名義変更が。

（町長から「国土調査」との発言あり）

国土調査ね。すいません、私の方が間違うたかもしれませんので。

境、境界をやっていくあれをやって確定してしまうと、なかなかその後の訂正はなかなかできないとは思いますが。それはほかのところで過去に質問させていただいたんですけど、無番地だったのである番地をひっつけて A の 1 とか 2 とかいうように分けて登記して、スムーズに別々の 1 人の人のものを最初から耕作しよう人に変えるということが変えてなかった、今もう何ともならんなっちゃうことともありますので、そこは分かりますけど。結局、一番懸念するのは自分の土地だと思って。あの役場の部分とその個人の部分との境の右左によって食い込みということやったらもっとよろしいんですけど。その残っちゃう土地そのものが、ちょっと私の方の解釈の仕方が間違うちょったら訂正致しますけど、今、課長の話から私が解釈する上では、今作ってるすべての面積が他人のものになると解釈してます。それで、その境界の部分までが、というか町との境界部分が A さんのものではなかった B さんのもんやったというような境界の確定なのか。それとも、残った部分も含めて、私の聞き間違いやったらやけど、今の課長の答弁の中で私の解釈でいくと、当然今作っちゃうすべての面積の土地が A さんのものでなくて B さんのものだったというように私は解釈したから、ちょっとこう問題が大きくならませんかということ言ってます。

ただ、避難タワーを建てた敷地面積の境界のことで、この境界までは当然 B さんのもんであったというような境界で、残った所は A さんのもんというんやったら、その境界の確認だけでよろしいでしょうけど。私の読みがおかしいんでしょうか。

今作ってる境界からの際にある畑そのものが A さんのもんじゃないというように解釈で受け取ってますが、それで間違いないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

台帳とか詳しい資料を調べた結果、ご本人のものじゃなかったということが分かりました。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

一番の問題はそれをどう納得、納得するもせんもない、その方がそれを受け入れてくれるかどうかというひとつ大きな問題がまた出てきたと思います。

こういうこともなるだけ早めに早めに相手と対応していってないと、後手後手に回っていくと結果的になかなかこじれてしまった後は何ともならんと思います。当の本人も前の人その耕作者の所有地だというように認識してるようですので、そのへんをどのように説明されて納得していただけるかという問題が出てくると思います。ここはもう行政の腕次第だと思いますけど、ひとつ大きな問題になろうかと思しますので、それは

きちっとお腹の中で考えて対応をお願い致します。

3点目に入ります。

住民の方から、平成27年1月14日に町側との話し合いの場で資料等を頂いたと。これは弁護士にも渡しておる資料というようにお聞きしておりますが。そのときもらったものと、それからこれでいくとその項目中の整備候補地が海側になることから可能な範囲で国道寄りに整備するよう要望を受けるという文章が、次に議会の方に28年3月定例議会で全員の議員に配付された資料の中から抹消されちやうと。こういうことでその住民の方も、私もまたこれおかしいと思いました。話し合いの場所で配った資料が、これでいくと1年経過した後で削除した文章になるということになると、役場の出す資料は何にも信用することができないということになってしまいます。どちらが正しい、そういう問題以前に、渡した資料を相手方に話もせず削除してしまうという行為は、これは非常に相手方に対して失礼なことじゃないかと思いますが。

そのとき、前回のときにも聞きましたけど、そのときにも言うたら公的資料かと問うたときに、課長からは公的資料というような認証番号までは整理したものではありませんでした、ということですけど。これが果たして、頂いた側の住民の方にとって切羽詰まった問題で役場に話の場を設けております。それでこんなに簡単に、1年してから文章削除されて納得がいくのでしょうか。これ大きなミスだと思います、役場の。削除するなら削除するで、その方々と話し合いの上でここを削除していただきますと言わん限り、弁護士との話し合いの場所でも同じ書類を渡してるようですから。そしたら弁護士も、役場としてはその相手方の弁護士に対してもだましたことになると思いますが。どうしてこのようなことをされたのか。相手方のことひとつも考えずに安易にやっていると。これについては私も疑問に思いますが、そこの地区の被害者の方々もこれについてはかなり納得がいかないと言ってます。

行政としてなぜこのようなことになってしまったか。そして、なぜそれを削除するについて時間がなかったとしても、相手方にも了解を得ずにやってしまった。このミスについてどのような考えなのか。

お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の、津波避難タワーのご質問の3点目にお答えしていきたいと思えます。

平成27年1月の14日の町側の関係住民との話し合いの場で提出した資料中の文章の一部を削除して、平成28年3月の定例議会の全議員に配付したのはなぜかという質問でございますけれど。

この資料は、町が早咲津波避難タワー建設に至るまでの経過を説明するために黒潮町早咲地区津波避難タワーの建設経過を、平成24年3月31日の国の新想定公表以降の動きを時系列でまとめた資料でございます。

平成27年1月14日の関係住民との話し合いの場では、平成26年10月3日の津波避難タワー周辺整備工事契約までを記載しており、その経過を説明させていただきました。

そして、平成28年3月2日の平成27年度黒潮町議会全員協議会では、平成28年1月18日の通知人、代理人、町の協議までを記載しており、その経過を報告させていただきました。

その中で、ご指摘の部分は、平成24年9月21日の第1回早咲地区津波避難タワーワークショップの検討及び対応内容等の一部及び、平成25年1月13日の第2回早咲地区津波避難タワーワークショップの検討及び対応内容等のございます。

これらの資料は、町は議事録を抜粋して記載しており、平成27年1月14日の関係住民との話し合いの場では、その資料をお渡し説明を致しました。

平成28年3月2日の平成27年度黒潮町議会全員協議会では、いったん同じ資料を提出し説明をしていましたが、一部記載事項について確認をするようにというご意見をいただき、その後、早咲部落区長さんと、部落の議事録とを突き合せを行いました。

早咲部落には、第1回ワークショップの議事録はなくて、第2回のワークショップの議事録がありました。そのような状況の中で、町の議事録には記載されているが、早咲部落の議事録には記録されていない部分、町の議事録と区長さんの記憶が一致しない部分がありました。現在ご指摘いただいている所がその部分に当たるわけですが、最終的に建設候補地と建設スケジュールの決定を行ったのは町でございますので、この2点を削除して黒潮町議会への経過報告としては問題ないと判断をして、一部削除した資料を3月議会開会中に全議員に配付をさせていただきました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

どういう理由があつて、その理由は今分かりましたよ。

けど、渡した資料をこんなにも簡単に変えて、それは全議員には配っておりますけど、その経過説明をその地域の方々に一切されてないでしょう。こういうことが結局は住民との亀裂を生んでいきようがじゃないでしょうか。やることがおかしいですよ。弁護士交えたときに出した資料を、後で精査したら違うちよりましたとかいうようなことでもいいんですか。何のために弁護士にお金を払うて来てもらってます、相手も。高知から弁護士呼んだらお金が要るんですよ。頼んだ方も。そんなことでもいいんですか。出した資料を後で精査したら違ってました。削除したものを配りました。それ役場のミスでしょう。こんなことやりよってどういう行政しようか疑われますよ。いとも簡単にもろうた資料が変わるようでは、我々議員ももろうた資料が本当に当てにしているか、信頼しているか、疑います。都合が悪かったらころっと変えるようやったら、もろうた資料さえ私らが頂く資料ですら、疑えば切りがなくなります。そこは、私たちは執行部はそうやなく誠意を持って出してくれておると思っているから全部信用しております。資料に関して。そうでなければ議会進めていけません。けど、住民はそういうチャンスもなしにやっております。精いっぱいあらがってます、この方々も。あらがう言うたらおかしいですけど、本当、周りにどういうことに見られるか分からんけど、もう自分らは辛抱できんなってやってることなんですよこれ。その中で、役場からもろうた資料がすり替わるといふこと。これ言葉悪いかもしれんけど、すり替わったと言われても仕方ないですよ。それならそれで、精査した結果この部分は削除させてもらいますということで相手方にも伝えるべきで、その了解をもろうてからすべきじゃないですか。ただ自分らが調べた結果こうなっちゃったけんいうてここで説明したかて、もらったが、しかも弁護士に渡してしまった後でそんなことが。正しいもんは正しいと言えるかもしれませんよ。弁護士に渡した資料までを変えてしまうということが。変わることは仕方がないということでしたら、それはそれでよろしいでしょうけど。もうちょっと慎重に物事を運ばらったら。これはもう詰めてあれしても答えは出んでしょうけん。

私はこれ、執行部がおかしいと思います。なんぼ後から調べて正しかったいうても、先にもろうたもんはこれ信用してますよ。ここは都合が悪いけん役場がもう知ったというような取られ方になりますよ、この部分は。

また、今後このようなことがないように努めてやっていただけるかどうか。こういうように住民に渡す資料を途中で変更するいうようなことがあつてはいけないと思います。その方も単なるあれじゃないですよ。弁護士を立てる準備で来てますんですから。そういうこととここに渡す資料を、後日、後日いうても1年以上た

ってからですからね、変更するという。そういうことを今からもやっていくつもりなんですか。それとも改めて、こういうことがないように行政執行していかれるのか。

お伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきましたように、削除をするまでの経過についてはまた別として、その後の報告がなかったのはこちらの不手際だったと思っております。住民の皆さまにご迷惑をお掛けしたこと、この場でおわびしたいと思います。

ただ、今回削除させていただいた部分につきましては先ほど情報防災課長からもありましたが、自分たちが避難タワーの建設の予定地を決めるのによりどころとしていた部分をこちら側が削除させていただいたということですので、どちらかという自分たちが主張していた部分を削除させていただいたということになってございます。従いまして、何か自分たちに有利な資料を作ったとかです。そういうことではなくて、むしろ自分たちにとってはちょっとつらい判断ではあったんですけども部落の議事録で確認ができないということで、さらには前段の全員協議会でまず確認をするようにというご指示をいただいておりますので、確認できてない事項についての記載されている資料は適切ではないということで、その未確認の部分の削除をした資料を出させていただくと、こういうことになってございます。そこについてはご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、その経過は別にしてご報告がなかったことにつきましては私どもの不手際だったと思っております。あらためておわびを申し上げる次第でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

それと、私が求めたのは、渡すときにこのようなことがないようにきちっと業務執行していただけるかと、すべきではないかということで質問をさせてもろうつもりで、その答弁が漏れてましたんですが。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきましたが、言われるまでもなく、このようなことが再発しないような執行に努めてまいりたいと思います。

ただ、さまざまなワークショップ繰り返しております、その一つ一つで議事録を起こして、議事録署名人を決定して、その議事録署名人の方にご承認をいただくという手続きをすべてのワークショップで踏めるかという、少し現実的ではないのかなと思っております。そういった環境を自分たちは踏まえた上で、不信感を招かないような、そういった行政執行に努めてまいりたいと思います。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

4番の方に入ります。

この近隣の住民の方々は決して本当に避難タワーの建設に反対しているのではありませんので、そのへんは

ご理解していただきたいと思いますが、やはりこの方々にとっては建設に至るまでの町からその近隣住民に一切説明がなかった、前回も同じことを質問しておりますが、こういうところで一切説明されていない点にはいまだに納得ができていないというように、それからまた納得のいけるだけの説明を受けていないと。

この件についてその方々は、補償金目当てでと疑ったような住民の声が耳に入っているようです、その方々に、その方々は決してそのような考えは持っておるがじゃないですけど、行政の方もその補償金目当てでそういうような話し合いを踏まれておるのかということについて、町もそのような考え方なのかというような声がありましたので、執行部に、この話がこじれてしまってますので、その補償金目当てを前提に交渉がやりようとは思ってないとは思いますが、そのように、相手方が補償金が要るからやりようというように受け取っておるかどうかということについて、答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、津波避難タワーの森議員のご質問4点目にお答えしていきたいと思えます。

近隣の住民は決して避難タワー建設に反対ではなくて、建設に至るまでの町からの説明がない点に納得していない。この件で、私たちが補償金目当てとの考えなのかについてを問うというご質問でございます。

申し入れの内容は十分に理解しておるつもりでございます。これまでも町の説明責任が十分果たせていなかったことに対しては、重ねておわびを申し上げてまいりました。

今後も、対応が可能な事案については極力ご意向に沿えるように検討を進めてまいりますけれど、町として対応をする場合には、確かな根拠等に基づく必要があり、その整理に苦慮している状況でございます。

いずれにせよ、個別課題への対策をはじめ必要な対応を行うことで進めていっておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

なお、住民の方が補償を求めてやってるんじゃないかというふうな見方、考え方、もちろんこちらから言うたこともないし、答弁したことも一切ございません。そういうふうには思っておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁でいきましたら、補償金目当てというふうな話し合いでないということで役場も受け取ってるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

そうですね、少し補足が要るかもしれません。

町の方ですと法律に基づく補償、そういうようなものが必要な状況であれば、当然これは町は賠償責任が生じて補償もしていかなければならない。そういうふうな当然あるわけですけど、うがった考え方で住民の方を見ているつもりは一切ございません。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

最後の質問に入ります。

町の方の防災対策は全国的にも注目されておりますが、この方々の声としては、少数住民の声にも十分に配慮され住みよいまちづくりを進めるべきではないだろうかという声が挙がっております。そしてこの問題についてですが、この方々は高齢の方のご夫婦とか、65歳以上が高齢いうたら全部高齢になってしまいますけど、女性とかいう方々が周りの方々になります。その方々が一番心配なさっておるのは、今までのとおりですが、繰り返しになるかもしれませんが、あまりにも対応が遅いことで結局なしくずしにされてしまうのではないだろうかという。何もなく、いつの間にやら、あれはなかったことにされてしまうのではないかという声を挙げております。

また、執行部の方は早急に住民と、忙しいといえどもこれはもう2年越しの事案になります。住民との対話をされ、双方が納得いくということは、なかなか双方が百点満点の納得いくとはなかなかできないと思います。町長。けど、やはりそこは双方おさえる合意締結に向けては最終的な、若干、双方の譲り合いが必要だと思います。住民側を丸飲みすることもできないでしょうし、また住民側は、行政のことを丸飲みできん分もあると思います。そのへんではぎくしゃくしたことになると思いますけど。そこに努力されて、町長自ら謝罪文書を作成するということを言われております。前回のときにも必要ならばということ言ってます。

やはり住民と早い段階で和解できるように、話し合いをやって合意文書の締結に向けて取り組んでいかないと、余計溝が深まってくるように思いますが。執行部の方として、その最終的な合意締結に向けて双方寄り合って話し合いをして努力していく考えがあるかないかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは森議員の、津波避難タワーの5点目のご質問にお答えしていきたいと思っております。

平成28年1月18日、今年の1月18日でございますけれど、通知人の代理人の方にもご相談をしながら、謝罪を含めた合意書（案）をお示しさせていただきましたけれども、残念ながらそのときは合意には至りませんでした。

今後も少しでもご理解をいただき、和解に向けて可能な限りのご意向に沿った対応ができるよう、今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今課長が1月18日には話し合いだったけど合意に至らなかったという話でございますが。

このときは住民側から、今日の会はここで合意の調印をするんだったら話し合いはせずに帰らせていただきますというように話したから、住民側はこの日は合意形成のための話し合いだとは思ってないようですけど。住民側の受け取り方はね。一応、いっとう冒頭に、このテーブルについて署名捺印して合意するんだったら私たちはこの会には出席致しません、というようにお伝えしたというようにお聞きしております。

そこを一度目の合意の話し合いだったというように受け取っておりますんでしたら、執行部の方もちょっとそれおかしいんじゃないでしょうか。向こうはそうに伝えたということなんで。話し合いの場は設けたけど合意の調印だったら帰ると。でなければ話し合いを応じるということやから、これは合意の形成の比ではないと思います。

もう少し対応を早くしスムーズにしていだきたいと思いますのは、こういう問題どンドンドンドン長引けば長引くほど、訴えた住民側、行政側にそれぞれいろんなうわさが飛びます。さっきも話させていただきましたけど、質問の中で。結局、お金がもろうたような話まで流れようとか。ただ傷んだものを直してもらうのは、これは当たり前のことであって、それ以外のものの補償の問題ということになりますので。そういうことも流れていることですので、なるだけ時間を置かずに簡潔に合意に持っていかなければならないと思います。そういうようになってきてないとは思いますが、部落の中でも阻害されるようなことが起こってきた場合にはなかなか、後々人権的な問題が発生しないように、早急にやはり取り組んで合意をつけるべきだと思いますが、それについて努力していかなと。本当人権問題が引っ掛かってきたときには、今以上に複雑になります。そのところを、職員のメンテナンスとか心の問題のケアとか何とかいうことを言われてますが、逆にこの問題で、その住民と違う住民の間のいざこざで双方がそういう精神的なあれもなってくる場合もありますので。できるだけ速やかに、私としては合意形成に持っていけるように、行政側が努力していただかんといけないと思いますが。早急に、忙しいがは分かっております。もう何もかも今いろんな行事が入っております、忙しいがは分かっておりますけど。小さなことかもしれません、行政にしてみたら。けど、これは大事なことだと思いますので。

早急に合意に至れるように取り組んでいく意思があって、早急にするというのを弁明していただけますかね。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただきましたように、早急に誠意を尽くして合意に至りたいと思います。

なおですね、この場をお借りして補足をさせていただきます。

まず、今回申し出をいただいております住民の方から不当と思われる要求をいただいたことは一度もございません。その部分は、この場を通じて住民の皆さまにもお知りおきをいただきたいと思います。

また、課長が申しあげましたように、工事を起因とする損害については、これは町としては補償しなければならない部分でございまして、当然の支出ということになります。従いまして、事前の調査の瑕疵（かし）があったのかどうなのかを今、鋭意調べているところでございまして、その部分につきましてはしっかりと法定根拠に基づいた支出を行うと。行政の責務を果たしてまいりたいと思います。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで森君の一般質問を終わります。

この際、2 時 55 分まで休憩します。

休 憩 14 時 38 分

再 開 14 時 55 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

休憩前の森議員のご質問、4番目の質問のカッコ2の境界に関する質問の際に、国勢調査という文言を使用しておりますが、正しくは国土調査の誤りでございました。

おわびして訂正申し上げます。

議長（矢野昭三君）

ただ今、町長から発言の訂正がありました。

お諮りします。

町長の発言のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、町長の発言のとおり訂正することに決定しました。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

それでは、4問につきましてご質問させていただきますので、執行部の皆さん、ひとつよろしくお願いを致します。

第1問目、国道56号の改良工事に伴う入野駅前周辺の整備についてでございます。

旧大方町の市街部の延長2.6キロメートルにおいて、狭路区間の解消と交通安全の確保を図ることを目的に、平成11年度から国道56号改良事業に着手し、平成30年以降の完成を目指して、工事の進捗が日増すごとに進んでいるところであります。

黒潮ではこの国道56号の改良工事に伴い、土佐くろしお鉄道入野駅前周辺に多目的広場を2018年度の完成目標として、平成25年度一般会計補正予算に3億900万円を予算化していましたが、地権者や施設への出店予定者との交渉が進展しないことから、事業費の減額を、平成26年3月議会定例議会において承認がされていません。

このときの高知新聞、これは平成26年3月11日付の記事によると、用地取得を延期して、平成27年度にこの全体計画を見直すということになっていたと思っておりますが、その後における取り組みが全く見えないわけですが。

まず初めに、この取り組みについて町はどのようにとらえているのか、まず初めにお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、通告書に基づきまして、中島議員の1番、国道56号改良事業に伴う入野駅周辺整備についてのカッコ1、全体計画の見直しのその後の取り組みについてのご質問にお答えを致します。

ご質問の駅前広場につきましては、社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業を活用し整備をする計画でございました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり平成26年3月議会において、駅前広場の事業費を減額しているところでございます。その後、都市再生整備計画の見直しを行いまして、入野駅前周辺事業として、町道の舗装なら

びに側溝改修の整備を行っております。

なお、駅前広場事業におきましては、事業の中止というところにさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

再質問させていただきます。

ちょっと今の話の中で、整備計画を見直して事業の中止ということが出てきたんですが。まあこれは僕のとらえ方がちょっとおかしかったかも分かりません。僕は見直しという考え方をしておりましたので。そのことをどうこう言うわけではございませんが。これまでにですね、相当この中心地市街地活性化によるまちづくり事業の計画は、この国道 56 号の改良の完成を見据えて、何回となく計画をし、立案し、協議を重ね、予算措置もされてきてるわけですね。それがいまだ本格的な事業計画の策定に至ってない。こういうこともやっぱり検証していかなければならないのかという考え方は、自身は持っておりました。だから、ここで中止という言葉聞いたんですが、ちょっと自分は意外な感じがしております。

さて、そのことは置きまして、この 10 年ですとね、社会情勢の変化に伴い、この地域全体でもどんどん変わってきております。とくに今後 30 年のうち、何十パーセント以上の確立で発生することが予測される南海トラフ大地震による津波対策や、黒潮町庁舎の高台移転などを考えたときに、消極的なとらえ方になることも仕方がないかもしれませんが、何も手を付けずにこのままの状態に放置すれば、この入野地区周辺の町全体、特に商店街などは人口減少や高齢化の波によってどんどんとスピードを増して、地域全体が疲弊していくことが目に見えています。

今までのまちづくり事業の計画は、えてして地区外から人、これ観光客などですけども。を呼び込み、交流人口の拡大を図り、地域経済や活性化を目指すことを主体としてとらえておられました。これは大変重要なテーマの一つであります。反面、このことによって計画そのものの構想が拡大することにより、結果的に多大な事業費が必要となり、用地取得等にも困難性を伴い、時間も必要となり、結果的には実現されない原因の一つとなっているのではないかと、私は思っております。

このことを踏まえて、今回私が提案したいのは、私たちの町を一步下がって見たときに、先ほども申し上げたとおり、これからは人口の減少と超高齢化社会を向かえる中で、町外の方を呼び込み地域の振興や活性化につなげていくことも大切なことではあります。ますます増加する高齢者や買い物難民といわれる町民の皆さんが、安心して日常生活が送れる町の姿というものを重要視するべきではないか。そのためには、生活の利便性を図り満足度を高め、地域づくりの拠点としての暮らしやすいまちづくり。そして、コンパクトなまちづくりを計画するでないかと思っております。

町全体を見てみると、中山間地域に住まわれている方々は、現状では自動車がないと買い物に困り、そして近隣の個人商店はなくなっていく中で、この解決策の一つとして、地域住民の声を反映して、少しでも地域と密着した地域内経済の循環の再生に取り組み、町民と共有の成果を生み出すための住みやすいまちづくりを考えるべきではないかと思っております。

この自分の質問のときに、入野駅前周辺の整備ということで、ちょっとそこにターゲットをしたわけですが。これはこの周辺だけでなしですね、もうちょっと幅を広げて物事を考えてもらいたいと思います。

そういう形で、せつかくこういうふう積み上げてきたものをここで中止するのではなく、時間も予算も必要かも知れませんが、これから先を見つめて、そういうふうこつこつと積み上げたこのまちづくりというも

のをぜひこう考えていてもらいたいというのが私の考え方でございますが、町の考え方をひとつお聞きします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今回、先ほど答弁させてもらいましたように、駅前広場の中止におきましては、議員も今おっしゃられたように用地の問題等問題がありまして、なかなかそこらへんがまとまらず、延期、そして中止の方向へなった経過がございます。

今後ですね、コンパクトなまちづくりということもあるんですけども、そこらへんはやはり町外の店舗を構えられる方の呼び込みとか、町内の店舗の方々については、今回、大方改良事業で用地がかかわる方、店舗がかかわる方につきましては立ち退きの方を、本人たちも含めて場所を構え、移転をしているような状況でございます。ですので、そういうところ、町内の方についてはなかなか難しいかもしれませんが、今後国道56号ができた後にですね、その国道沿いにまちづくりができるようなところも町全体で考えていかなければならないとは考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

国道56号が改良すればそういうまちづくりも考えてみたいという答弁をいただきましたので、大変うれしいわけですが、やはり相当な時間がかかると思います。それはもう仕方ないことでございますので、せっかく今まちづくり課という課名でございますので、やっぱりまちづくり課であれば、橋も造らないかん、住宅も建てないかん、道も直さないかん。これもまちづくり課の仕事ですが、全体がまちづくりの仕事です。

そういう中でもですね、こういうまちづくりの計画というのは、これから先のこの周辺を見たときに大変重要性のあることだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいということと。

それとですね、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略における2060年度の総人口の目標は6,800人の目標達成を立っているわけですので、ぜひですね、住みよい町、黒潮町を目指すのであれば、早い段階で地域の特性を生かしたこのまちづくりの全体計画を作成いただいて、このことに地道に取り組むことを戦略の一つにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを致します。

それでは2問目に移ります。株式会社黒潮町缶詰製作所の運営についてでございます。会社概要のホームページを参照してみますと、

（議場から何事か発言あり）

（議長から「質問を続行してください」との発言あり）

2問に入らしていただきます。株式会社黒潮町缶詰製作所の運営について。

会社概要のホームページを参照してみますと、社名が株式会社黒潮町缶詰製作所。組織形態が第三セクター、代表者が代表取締役、大西勝也氏。これは黒潮町長ですね。それから設立が2014年3月11日。資本金が3,000万円。この中で、黒潮の出資比率が75パーセントで2,250万円を出資しております。事業内容が防災関連食料品の製造および販売。そして特産品の加工および販売となっております。

事業開始から2年6カ月が経過を致しましたので、会社運営の概要等についてお聞きを致します。当会社の

役員、それから社員の皆さん、そして関連する産業推進室の職員の方々が製造販売を促進するために、新商品の開発等に伴いまして日夜間わず努力されていることは、私も旧佐賀町の時代に長年にわたり水産加工製造施設や、漁礁製造施設の運営に携わってきた経験から察するものがあります。役場の中の一般業務と異なって、一会社の運営に直接的、間接的にあれ、かかわっていくということは、並大抵のことではないということも承知しているところであります。

このような状況の中で、議会に対して、6月議会定例議会前において、当社の第3期。これは平成20年4月1日から28年3月31日の決算報告書について報告がありました。事業報告の中では、積極的な外商にも力を入れ、さらに備蓄に特化した商品を開発するなどして、民間企業のほか県内市町村への備蓄物質の納品も始まり、取引先が大幅に増えたことから、売り上げは昨年より3倍に伸ばすことができましたという報告がありました。

確かに見たところ売上高は約3,738万5,000円の数字になっていますので、第2期の売上高約1,346万1,000円の3倍近くになっています。しかしながら、心配していることは、当期純損失金額は147万2,425円から1,555万5,544円となり、1,358万3,119円の増となっています。

平成26年4月1日から創業開始して、本格的な運営から2年が経過した中で、町はこの決算内容をどのように受け止めているのか。

また、平成28年度の売上高は8,000万円を目指すということでありましたが、もうすぐ平成28年度の上半期を終えるに当たり、目標額達成は可能な数字となっているのか。

まず、この2点についてお伺いを致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは中島議員の質問にお答えします。

立場がですね、首長の立場と、それから三セクの代表という立場がございまして、どうしても本会議場でですね、首長の立場としての答弁ということになりますので、決算書を見た結果、町としてどうとらえているかという立場で答弁させていただければと思います。

まず内容については、前期の決算についてでございます。第3期の決算についてでございます。は、まだまだ相当の販売努力を必要とするものであるととらえております。

第3期。第1期が実質的には20日程度の決算期でございますので、実質的には2期の決算ということになるかと思っておりますけれども。その前期の決算につきまして、販売に相当の努力を要するものだととらえております。しかしながら、次年度以降の販売強化に向けた取り組みを既に前年度で回収致しておりまして、こちらにつきましては、商品開発、機器の導入や大量調理化に対応した製造工程の見直し等々。これはいずれの段階かでは必ず実施しなければならないものでございまして、それらを27年度に行ってきたと。こういうことになってございます。

28年度の上半期の終了を間もなく向かえ、年間の販売計画についてということでございますけれども。まず、今期の年間目標7,170万円に対しまして、既に収入済みのもの、また、成約ということではございませんが売り上げが見込めているものは5,850万円。こちらにつきましては年間目標の約80パーセントにとどまるということになっておりまして、この20パーセントを缶詰製作所の経営努力で計画値を達成すると。こういった今期の計画になっております。

今期の経営政策についてのマイナス点とプラス点について、少しだけご説明をさせていただければと思いま

す。

まずマイナス点でございますけれども、一つは熊本地震でございます。大手の会社と OEM 契約を結びまして、年間 4 万缶の製造計画で販売計画を組んでおりましたが、その OEM の発注先の手続きの材料供給基地が熊本にあるため、そちらが操業停止ということになってございます。そちらの影響が相当数多いわけでございますけれども、そちらにつきましては、これまで協議の上でこれまで見込んでいた 4 万缶から圧縮はされるものの、2 万缶は確保したと。こういったことになってございます。これが一番のマイナスファクターでございます。

続きまして、今期この会社に取り組んでいるプラスの伸び。これをいかに確保していくかということでございますけれども、まず、備蓄向け商品の営業強化について申し上げます。これまで室戸市の飲料水メーカーと連携をしまして、缶詰と、それから備蓄の水。こちらをセット提案にさせていただいて、商品を作ってもらいました。こちらにつきましてはもう既に何カ所かに導入実績がございますが、これらに加え、民間大手のアルファ化米製造メーカーから参入の申し入れがあり、アルファ化米、そして飲料水、そして缶詰のセットで防災商品の提案ができるようになりました。

これまで缶詰の営業に回しまして、その栄養バランスであったり、食物繊維であったり、あるいは咀嚼（そしゃく）機能に配慮した軟らかさであったり、もうこういったことは評価いただいておりますが、最も自分たちが営業として苦慮していた部分。つまり缶詰総体です、カロリー摂取量。これが非常に低うございます。そちらを、アルファ化米をセットにすることで、そちらの弱点も克服できるのではないかなと思っております。

それからまた、OEM 製造の受注数の増加についての取り組みにつきましては、既存の取引先への商品数増加。こちらの積極的な PR ならびに新規契約などにより取引数を増加させることを計画しております、既に何社かこの取り組みにご賛同いただいたところでございます。こちらにつきましては、販売計画の中でプラス改定を行ってございます。

また、現在 50 店舗ほどございます小売店舗、いわゆる卸ささせていただいている取り扱い店舗でございますけれども、こちらにつきましても、取り扱い店舗を増やす努力をしていかなければならないと思っております。

監査役から幾つかご指摘をいただいておりますが、まず、工場規模が小さいことから少量多品種の工場であり、製造ロスが非常にしやすい構造的な課題があるとご指摘をいただいております。これらは会社を立ち上げたときから、自分たちは自覚をしている構造でございます、これらをクリアするためにセットやギフトの効率的な商品の提供、これが必須であるという結論に至ってございます。こちらにつきましても対応を現在進めているところでございます。

また、当然のことですけれども、義務的経費、固定経費の圧縮。こちらは管理機能の強化により、仕入れ、生産、在庫の管理を効率化して経営改善を図りなさいと、こういうことございまして。これは今期に限らず、常に販売が好調な期間においてもこの意思は持っていなければならないと、こういうことになっております。

全体的な決算書の構造からいきますと、前期は非常に厳しく販売努力を要すると。それから今期につきましても、7,170 万円の売り上げ目標を掲げておりましたが、現在の見込みは 5,850 万の約 80 パーセントですので、今期は当面、この 20 パーセントを一生懸命埋めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

町長の方から前期の商品に関する開発や売り上げ等について回答いただきまして、今、前期で 7,200 万円を見込んだものが 5,850 万。約 80 パーセントに到達しているということですので、企業努力が見えていると判断

をすることでございます。

創業開始から2年目がたちまして、ある程度の赤字決算も仕方がないのではないかと意見もありますが、ここで私が申し上げたいのは、一企業として第三セクター方式により運営している会社であるからこそ、産業振興の一役を担い、地域の活性化への貢献度を高め、同時に経営の安定を図っていくことが、町民の皆さんの大半の人の声だと思っております。

また、事業目的の一つとして、町内の雇用対策としての位置付けもされていますが、決算報告書から見ると、平成27年3月末までの従業員は、社員5人。これは町の職員が退職致しまして1名行ってますので、平成27年度は出向で1名行っておりました。だから、会社の方では4名になるわけですね。それからパートスタッフが13名で、合計18名となっています。

それで、雇用の促進につながっていることも理解できますが、もうひとつ踏み込んで考えてみると、パートの皆さんへの労務費としての支払い額は、合計で1,029万233円となっています。これを単純にですね、パートのスタッフさん13人で割りますと、一人当たり約79万1,000円でございます。この金額から提案したいのは、運営や経営事情もあるかもしれませんが、生産性の向上や作業効率を図っていくためには短期から長期雇用へ転換して、安定した雇用体系にすることも必要ではないか。その結果によって、1カ月、20日程度の常時雇用を持っていくことにより、従業員が安心して業務に専念できる条件が整うことが、本来会社が目指すべき姿ではないかと思っております。

このことへの対応といえますか、考え方についてご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは2番目の、雇用対策の観点からのご質問にお答え致します。

総論から申し上げますと、議員ご指摘のとおりであると考えております。ただ、個人の生活形態が多様化しておりまして、実際に現在就労いただいているパートの皆さまからも、短時間労働を希望されている方もおられます。継続雇用のためには、働く方の希望に即した雇用の場であることも非常に大切であるため、会社としての理想の雇用形態を目指しつつ、働き続けられる場としての会社が機能するように、今、経営改善を図っているところで。

なお、少し補足をさせていただきますと、現行体制で販売数量が伸びますと、どうしてもこちらの方から長時間へのシフトチェンジをお願いせざるを得ないと思っております。

先ほどのパートさんへのお支払いの給与総額のお話をいただきましたが、昨年度、先ほど申し上げましたように、どうしても商品開発で、通常いる十何人の方が少ない日数が多ございまして、そちらにつきましては、休日を取っていただいたり、休暇を取っていただいたりということがございました。従いまして、延べ就業日数の方がかなり圧縮されておまして、こういった結果になっておりますが。

先ほど申し上げましたように、販売数量が伸びていくに従いまして、この就業時間、就業日数は大幅に増加することだと考えております。そうなりますと、長期雇用への転換が現実味を帯びてくると。このようなことになっておまして、一日も早い達成をしたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

販売数量の増加を目指すということでございます。それによって雇用体系も長期化していくのではないかと

うお答えをいただきましたので、そのことに期待をしたいと思います。

それでは、平成28年度で缶詰製作所の施設整備や機能強化を図るために、これは平成27年度の繰越明許補正で予算計上されております。その中でですね、事業内訳は、委託料で缶詰製作所機能強化事業委託ということで1,441万6,000円。これは商品開発や外商戦略を目的とされております。それから工事請負に工事請負費として、この関連の工事をするということで。これは2棟になっている建物を連結して作業効率を図るということでございますので、これに500万円計上されております。

それからもう一つ、負担金補助及び交付金で、人材の獲得ということで540万円ですか。この予算が、今現在ですね、どういう形で執行されているのか。もう全部その執行されて終わっているのか。まだまだ残っているのか。

このへんについてお伺いを致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員のカッコ3番、平成27年度繰越補正予算で当社の施設整備や機能強化のために予算が計上されている。その後の予算の執行状況を問う、についてお答え致します。

まず、議員ご質問の事業は、地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るため、自治体の自主的、主体的な取り組みの支援を目的とした交付金を活用した事業でございます。株式会社黒潮町缶詰製作所の機能強化事業が、地産強化、地域商社機能付加として認められ、まち・ひと・しごと創生事業の地方創生加速化交付金の採択を受けたものでございます。

缶詰製作所の機能を強化するためには、これまで以上に、今後さらなる体制整備と、多様な品質管理能力が求められるため、関連した実務経験や能力を有した人材を外部から獲得することが必要であります。

また、取扱商品が多様化することに対応するため、効果的な作業環境の整備に関する施設改修を実施することにしております。

そのための予算と致しまして、議員ご紹介いただきました委託料1,441万6,000円、工事請負費500万円、負担金補助及び交付金540万円などの予算をお認めいただきました。財源は全額国の交付金に充てるもので、この事業による純粋な町のお金の持ち出しはございません。

さて、ご質問の予算の執行状況でございますが、委託料につきましては、地域資源を活用した商品開発の強化および外商戦略の検証委託、ならびに地域特産品処理加工施設の増築に伴う設計管理委託料でございます。このうち商品開発の強化につきましては、町内外の県内産を活用した商品開発の推進、および自社製品以外との組み合わせによる新たな商品開発、ならびに販路開拓を缶詰製作所に委託をしております。

また、外商戦略検討委託につきましては、販売戦略の構築に対するアドバイスおよびマーケティングや、戦略会議のマネージメント。ならびに販売方法、および外商戦略に関するご指導、ご支援を外部専門家に賜っているところでございます。

増築工事の設計管理委託につきましては、先ごろ関係機関との調整が整いましたので、10月に発注する計画で作業を進めているところでございます。

続きまして、工事請負費につきましては、地域特産品処理加工施設の増築工事の費用でございます。昨年度、外部指導者から異物混入の危険性に対する指導を受け、新旧加工場を一体とすることで、異物混入の防止、さらには作業効率の向上、および衛生管理や労働環境の改善を図るための工事で、10月に発注する設計図書の完成を待って発注する計画でございます。

次に、負担金補助及び交付金でございます。会社の中核を担い、さらなる事業展開を目指した人材獲得を行うための補助金でございます。高知県事業継承人材確保センターの仲介により、県外からの移住希望者を1人、缶詰製作所が職員採用致しました。その職員の人件費、住宅家賃、移住のための引越し費用として、缶詰製作所に交付決定した補助金でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

すいません、県外からの方で職員採用して、ここのスタッフになったというお話が今ありましたけれども、これはいつからですか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

申し訳ございません、手元の資料に月が出ておりませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

これ、大変私にとっては重要な部分でございまして。

27年度の繰越の明許でこういう大きい予算を組んでいるわけですが、そのいまだに10月に設計をして、それから工事等に取り掛かると。それから、先ほどの県外からの採用うんぬんについても、この予算背景から見たという。これ民間事業であればですね、やはり自分がやりたいことは要求しておりますので、もう6カ月ぐらい過ぎればですね、相当この予算も消化して、物の現実味がおおいてきてると思います。ここにやっぱり、ちょっと厳しい言い方かも知れませんが、この早い時期に事業効果を目指すのが民間企業なんですね。

ほんやけん、こういう取り組みはやっぱりこう、全体的な予算を組んでいるわけですので、もう早く取り掛かって、その事業効果、成果を挙げて、それ販路拡大やいろいろな部分で効果をあげていく。そういうものの見方を持ってもらわなくてはですね、やっぱり6カ月遅れてくると、数字として6カ月遅れてくるわけですので。これが第三セクターと、民間の企業や事業所の違いではないかと思うがです。そりゃいろいろな事情があると思いますので一概にはいきませんが、この予算を一日でも早く執行していただけることを期待を致します。

ここで出てくる、今、室長から言いましたように、商品開発や外商戦略、また人材の獲得などは、缶詰製作所の運営だけにとまらず、町内の事業所への専門的知識や商品開発、そして販売ツールなどに生かすことによって、地域への波及効果も求められています。

以前にも質問致しましたように、缶詰製作所と町内の事業所が課題を共有してこそ、黒潮の発展や地域活性化、そして雇用の創出につながり、一つの行政施策の達成となって地域への貢献度が評価されることとなります。

また、先ほども申し上げたとおり、缶詰製作所の平成28年度の販売高の目標については、今町長の方から報告をいただきましたが、中期経営計画が作成されていればですね、経営の安定を図る上での、平成29年度以降における販売高の数値目標はどれぐらいに設定されているのか。

このことについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは中島議員の4番目の質問についてお答えさせていただきます。

商品開発や外商戦略、また人材獲得、それから波及効果と、こういったことでございますけれども。

まず、人材獲得につきましては、先ほど産業推進室長が申し上げましたとおり、高知県事業継承人材確保センターの仲介により、会社に有益な、特に当社が弱いとされておりました品管の専門家。品管の経験者を雇用することができるようになりました。

それからまた、波及効果についてでございますけれども、これまでも、いろいろ繰り返し申し上げてまいりましたが、当社が苦勞した点。つまり営業する際にですね、もう最初から相手にしてもらえないような、そういうレベルの営業から実はスタートをしております。それから培ったノウハウがさまざまございまして、特にこの食品加工業には、さまざまな業務と業務ごとの工程がございます。例えば、商品開発一つ取りましても、サンプルレシピ案が出てきてから、完成に至るまでには20の工程を踏まなければならないようになっておまして、それぞれ関係法令がぶら下がると。こういうことになっております。

こういったことのほかにも、完成後にも、ラベルのデザインや商品撮影、パッケージデザイン、あるいは包装資材の開発工程、そして成分検査や商品企画書作成など、こういった工程を踏まなければならないわけでございますけれども。それらに加えて、衛生管理や商品管理、そしてクレーム対応など、さまざまな工程や手続き。こちらにつきましては専門性を非常に有するものでございますが、町内事業者へノウハウの還元や知識の提供が可能なレベルになっていると思っております。

このノウハウの提供のほか、会社が取引を進める販路に対し、自社商品の取引量増加による原料供給者への波及効果。これも見込まれるところでございまして、現在、町内から供給をいただいている会社もございまして。

ほかにも自社商品以外の町内産品につきましては、取引先に提案をし販路開拓を進めるなどの波及効果を狙っていきたいと思っております。

また、中期計画のご質問がございましたが、当面平成29年度、つまり来期の事業計画を策定に入っております。缶詰だけでとりますと、8,400万円強が損益分岐となっております。ここに必達が来期の目標でございます。営業外収益を除いた損益分岐ということでございます。

この先の事業展開につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、防災関連製品としてのセット化商品。こちらには大手民間企業の参入がありまして、アルファ化米をセットすることができるようになったために、この増加を見込んでおります。

それからまた、高価格帯商品の展開による売り上げ増による増加と、こういうことでございます。

併せて、固定費の削減にも現在努めておるところでございまして、今後売上が伸びることによる変動費の増加。つまり、人件費でありますとか、あるいは食材の調達とか、こういったところは売り上げに比して伸びてくるわけでございますけれども。それらにつきましても商品が確定していることから、かなりの精度で推測ができるようになりました。そういった推測値を基に総計しますと、缶詰製作所の売り上げ。これ缶詰だけではございませんけれども、特産協の機能も受け継いでおりますので、そういったものを含めた上で8,800万円から900万円の間。こちらが営業外収益を除いた損益分岐ということになっております。

当面はここに到達することが目標でございますが、中期の事業計画につきましては、まず29年度の目標値を達成した後に、今後は会社の売り上げだけを伸ばすのではなくて、町内調達率の向上。そして、議員からご指摘もございましたけれども、町内へのさまざまな影響の波及。こちらを主たる目的の一つに加えて、営業展開、経営展開をしてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

町長の方から、平成 29 年以降の中期計画、これも期待をしているところでございますが。株式会社、缶詰製作所は第三セクターであることを考慮して、民間企業と比較しても行政から幅広い助成があり、そして施設整備や組織の強化などが図られ、会社自体の自己資金は多額な金額にはなっていないと思います。先ほども室長の方からありましたけれども。

このことから考えても相当な優遇措置がされていますので、当初の目的達成のために安定した経営を目指し、町の特産品の開発や販路拡大のために、町内企業や事業所と連携の上、事業が推進されることを期待致しまして、黒潮町缶詰製作所の運営についての質問は終わります。

そしたら第 3 問でございますが、坂折団地の住環境整備について。

坂折団地については旧佐賀町の時代に町の開発公社により、宅地造成の事業計画の下、造成事業に着手して、第 1 期工事は昭和 53 年 1 月に完成。その後、第 2 工事昭和 61 年 12 月に完成して、現在では町営住宅の方々を含むと、世帯数 106 世帯、人口 217 人の方が住まわれておられます。

また、若者も比較的多く、佐賀地区では元気のある集落の一つであります。そして、坂折地区はみなさんご承知のとおり、毎年 4 月下旬から 5 月上旬にかけて、カツオとこいのぼりの川渡しを開催しており、黒潮のイベントの一つもになっており、観光面での貢献度も高く、地域の協力や連帯感をいつも感じさせられています。

振り返ってみますと、高度成長時代の反映の中、町民の皆さんから、宅地造成による土地の取得を要望される方が大変多くあったことにより、行政側も町内での団地造成候補地を探しておりましたが、なかなか適地がなく、最終的には立地条件等を考慮して、坂折地区に決定をされたようです。

当時は最高の地として、町民の方々も喜び満足をしていたところでありますが、時も過ぎ、約 40 年も経過しますと、周囲の環境はがらりと変わりました。造成当時から周囲全体が山林に囲まれており、ある程度の予測はしていたことではありますが、現在では雑木林や植林が見違えるほどに成長したことによって、年々日照時間が短くなっており、冬場には陽が当たらない住宅も見受けられる状態となっております。

このまま放置状態が続けば、年々住環境は悪化する一方ではありますが、町において何らかの形を取ってこの対策が取れないかについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは中島議員のご質問の 3、坂折団地の住環境の整備について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

坂折団地につきましては、旧佐賀町土地開発公社が昭和 52 年 12 月から、坂折造成宅地の分譲申し込み受付を開始したことを記憶しております。

ご質問は、現在、この坂折団地の周囲の植林や雑木林が成長し、団地内の日照時間が短くなってきていることから、住環境整備の一環と致しまして、町の方で伐採作業の実施ができないかというものであろうかと思っております。

周囲の維持管理は、坂折団地の方々定期的に草刈り作業などを実施していることで、地域の皆さま方にはご努力と敬意を、感謝の意を表すところでございます。

さて、環境整備の一環と致しまして町の方で伐採作業の実施ができないかということでございますが、町内

には植林や雑木林の成長によって、冬場に陽が当たらない住宅は相当数あるものと推測されております。

このような住宅の方々から、環境整備の一環として、町の方で伐採作業の実施の依頼が来たことは、現在のところございません。

もし、坂折団地の周辺の植林や雑木林の環境整備の一環として、町が伐採作業を実施するのであれば、町内のほかの地域からの要望も当然受け付けることになると考えられます。

しかしながら、日照時間の改善をすることを環境整備として行うことは、少し無理があるのではないかと思います。

従来、環境整備は、危険性や衛生状況の改善といった範囲の中での整備を行ってきたところでございますが、日照時間の改善は、これまでの範囲を超えることになってくるものであると思われま。

以上のことから、環境整備として日照時間の改善を行うために、町が周囲の植林や雑木林を伐採することはできないものと考えております。

以上、ご理解をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

大変厳しい回答をいただきましたけれども。

これは先ほども言いましたように、経過というものがございます。今、課長が言いましたように坂折地区周辺においてはですね、町道や生活道、それから水路付近の雑木等の伐採は、毎年皆さんが協力し合いながら維持管理をしていますが。

現状では、あの山際の高い位置。これは多分課長も見てくれたと思うんですが。あの雑木林は、なかなか人力で伐採するというということは、もう到底困難な状態。大変危険性を伴い、専門の技術者と、高架用のクレーン等でないとですね、伐採措置が取れないと思っております。

これ、もう 40 年ぐらい放置しているわけですので、どんどん太ってきます。今度、10 年先になったときにどういう状態になっているのか。そして、また付近には電柱や電線も通っておって、雑木林の大木が覆いふさがる状態にもなっており、危険な状態です。この辺りについても、四国電力や NIT と現場確認をしてですね、頭から、よそのこともあってできんということも分からんではないがですけども。

私の方は、山林所有者の方にも面接して、経過を説明して、雑木の伐採については、ひょっとしてこういう形になれば協力してくださいということで、許可もいただいております。

それと、この住環境の整備うんぬんということがありますけれども、私のこの言葉にはちょっと、住環境を使うかどうか、支障木の伐採にするか、ちょっと悩みました。事実。

支障木の伐採であれば、これは区長要望の形になってきますので。この質問するには、区長とも話しております。だから、住環境の整備ということで、もうちょっと大きい気持ちで、自分は全体を見て取らしていただきたいことをは、理解をしてもらいたいと思います。

それからもう一つは、これはですね、先ほども言いましたように佐賀町の土地開発公社が造成した所ありますので、その合併とともに開発公社は廃止になっております。

だから行政においてもこの同義的責任というものは、私はあるのではないかと認識をしているところです。

また、この間の平成 27 年度の歳入歳出の決算書を見てもですね、この中の。これによると町道馬路中角線の支障木伐採の工事に 24 万ぐらい。それから市野々川地区の団地支障木伐採に 7 万 7,000 円ぐらい、これ支出しちょうがです。

これ以前にもですね、町営の市野々川の住宅については、防災対策や住宅への日当たりが悪いということで、裏山の民有林の伐採作業を町が実施したことがあります。そういうことをかんがみですね、ほんとは私は、12月にこの一般質問を出したかったがです。けれども、平成29年度の当初予算はもう12月ごろには皆さん要望してるとお思いますので、ぜひ、よそのこともある、こうこうあるということも理解できますけれども、冬に一度、課長もあこの状態を見てやってください。

まあ確かに行政の言い分も分かるわけですがけれども、今まで放置しておいたことによって、雑木林、植林がどんどん大きくなっている。もう大木になってきゆう。雑木林は、だから、植林の仲間でやってくださいというわけじゃないじゃないです。水路から、ちょっと人力でやったその上の部分、あれは危険が伴うから放置しちようですね。その放置林について伐採ができないかということでございますので、100パーセントの効果を求めるものではありません。やっぱりそこで生活をする方の、そういう精神的な負担いうか、環境の悪化というか、そういうものを、少しでも少なくしてあげる。気持ちの問題だと思っておりますので、頭からこうこうでできませんということなしに、今後、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

もう一度答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは中島議員の再質問にお答え致します。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、40年前の造成当時から、周囲の全体が山林に囲まれていることから、ある程度このことが予見されたというふうに議員も申されましたが、そのとおりでございまして、このことにつきましては、その購入した当時からですね、予見ができておったことだと思います。

それでまあ、40年たってこのような状況になっておるということでございますけども、伐採とかするとしても、やはり民有林でございます。

また、市野々川団地とかの裏山を伐採とか、それから除草したというのは、これは公営住宅の管理ということで、町の住宅という、そういうものがあるということで、運営上それをするにより、その施設の管理が延命になるとか、そういうことの部分でやっておることでございまして。それで、町の公共的施設の管理上、それを行っておるものでございます。町道の支障木もそのようなことだと思います。

で、土地開発公社がかかわってきた団地であるということから、町の責任を持って対処すべきであるというお考えであろうかと思っておりますけども。売り出したときに、40年後に伐採をするよとか、そういう約束事があるならともかくと致しまして、そういうことがない場合でございますので、先ほども申しましたように、周囲がこのように40年後にはなるということが予測ができたのであるからして、町の方がそれを、瑕疵（かし）としてですね、伐採するというようなことは考えられないというふうに私は思います。

ただし、議員も申されましたように、電力の線とかですね、またNTTの線とかですね、またそれから、実際的にあそこ町道も通っております。それから坂折川という川もあると思います。その管理上何か重大な支障ができてくるとしたならば、再度現場を踏まえてですね、検討をしなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長の気持ちいいですか、お答えも理解ができます。

やはり四国電力、NTTさん、町とあの現況を見ていただいて、それに関する支障木等についてはですね、現地調査の結果ひとつ努力してもらいたい。そのことをお願いをしておきますので、よろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

中島議員の再質問にお答え致します。

再度、それでは電力の線とかそういうことにつきましてはですね、現場を確認して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ひとつ、そういうことでよろしくお願いを致します。

それでは第4問目、佐賀診療所の医療体制について質問をさせていただきます。

佐賀診療所は、5月16日から医療法人祥星会、新井哲朗先生が管理医師として赴任していただき、開業されました。本日で約4カ月が経過したところであります。佐賀診療所の運営については、6月議会定例会においても、同僚議員からも一般質問があり、また、今回も同僚議員からも一般質問が出ております。

日常生活においても、町民の皆さんの関心度は日を増すごとに高まってきています。先般の一般質問においては、矢野佐賀支所長は、佐賀診療所の運営については1年程度は静かに見守ってもらいたいという、お願いの答弁もあったところですが。

まず初めに、開業後4カ月がたって、佐賀地域の風土や環境にも慣れた中で日々診療に専念されていると思いますが、町民の反響はどうであるか。また、町は現状をどのようにとらえているか、お聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、中島議員ご質問の4、佐賀診療所の医療体制についての1番目、町民の反響はどうか。また、町は現状をどのようにとらえているかについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

5月16日から医療法人祥星会様により佐賀診療所を開院していただいて以来、4カ月となりました。この間、議会の皆さま、そして町民の皆さまには、佐賀診療所のご利用をいただき、誠にありがとうございます。

町民の反響はどうかというご質問でございますが、一つの目安として、佐賀診療所の外来患者数でお答えさせていただきます。

まず、5月は開院日の16日から31日までの半月間の診療で、385人で行いました。続いて6月は896人、7月は944人、8月は1,005人と、順調に患者数が増加しているところでございます。正直申し上げまして町民の反響については分かりかねるところでもございますが、こうした患者数の増加を見る限り、町民の皆さま方からも一定の評価をいただいているのではないかと考えているところでございます。

また、聖ヶ丘病院から三浦副院長や、島根大学教授の堀口先生が来院されまして、認知症予防から認知症を止めるための心療内科として土曜日を中心に開設していただいたり、平日の新井先生のお休みの日には、他の内科の先生を手配して、平日に休診日ができないようにするなど、さまざまな取り組みをいただいている

と考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

外来患者数等ご報告していただいたわけですが、町民の評価というのがちょっと分かりかねるところがあるが、一定の評価は得ているというとらえ方をしているようでございますが。

今回ですね、診療所自体の運営は、これまでとは変わり民管経営となったことから、最初は町民の皆さまも戸惑いもあり、また、経営される祥星会や新井先生においても、地域環境や診療の在り方などの変化に伴いまして、多くの課題があったことも推測されます。

ここで私が申すまでもなく、一番大切なことは、診療所、これは祥星会、そして町、そして町民が一体となって、お互いの立場を理解し、意思疎通を図り、積極姿勢で課題の解消に取り組むことが望まれています。

その結果によって、地域住民との信頼感を高め、地域と密着した医療の体制へと展開していくことが望まれます。

地域の皆さんは、半世紀以上にわたり医療体制に慣れ親しみ、身近で素朴な気持ちで、町民のための診療所としての意識も高く持たれています。

歴史背景から見ても、診療所があそこに存続することは当たり前のことであり、このことが日常生活における安心感の一つにもなっております。

現状においては、いろいろな課題もあると思いますが、住民の要望は誠実な気持ちで受け入れ、そのことを診療所、祥星会に定義して、適正な判断をすることが望まれるわけです。一つ一つの課題解消には時間も必要としますが、先ほど申し上げたように、町民のための診療所としての認識を持った解決策が望まれているところであります。そういうことで、何点かについて質問を致します。

町と診療所、これは祥星会となりますが、定期的な話し合いを持つべきではないかということは、同僚議員も前から言っていますが、このあたりの考え方については、変化はありませんか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは中島議員ご質問の、佐賀診療所の医療体制についての2番目の1問目、町と祥星会との話し合いを定期的に持つべきではないかのご質問について、お答えをさせていただきます。

町と祥星会との懇談は、定期的とまで言えるかどうかは分かりませんが、一定行ってきていると考えております。

まず最初は、5月16日の開院日の3日前の5月13日に、町長は急きょ東京出張が入り欠席致しましたが、副町長、支所長が出席し、聖ヶ丘病院の院長、副院長、事務長、そして佐賀診療所の新井先生などの方々と行ったところでございます。

また、8月19日には町長、副町長、支所長が出席し、聖ヶ丘病院の事務長、佐賀診療所の新井先生と行っているところでございます。

今後も機会を見て行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、実務的なさまざまな協議につきましては、主に聖ヶ丘病院の事務長と支所長、もしくは地域住民課の課長補佐が連絡を取り合いまして、頻繁に協議を行ってきているところでございます。

なお、そのほかのご質問は、再質問によりお答えさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

定期的にいかなくても、町と祥星会の話し合いはしているということでございますので。

この場合、やはり問題になるのは、町民の方の考え方。いろいろ要望結構あると思うんです。それを町がどう受け止めて、診療所、祥星会の方へ話を持っていくか。そこでやっぱり解決策を見いだしていかないと、結構町民の方は、私なんかは聞くには、まだ要望というかいろいろ多々ありますので、その橋渡しをですね、ぜひ行政の方で、先ほど私が述べましたことを含み、お願いしたい。

それから、この2番目の開業当時と比較して患者数に変化はあるかということについては、先ほど患者数について報告がありましたので、ここは省かさせていただきます。

3番目の24時間体制の訪問看護ステーションへの取り組み。これは同僚議員の質問に対して、看護師2名程度採用してこの体制を、ゆくゆくは体制面について取り組みたいというお話があったわけですが。

ちょっと自分なりに考えてみますと、この間の9月13日の産業建設厚生常任委員会の中で、一般会の計補正予算の説明がありました。そのときにですね、当初予算で、佐賀診療所改修工事ということで、工事請負費1,000万円を組んでいたんですが。私は今度この補正で、同じように佐賀診療所改修工事648万円の追加予算が出ておりますので、まあ1,000万が足らんから、また新たに設備いいますか施設の充実いうか、そういうものを図るがかなという考え方を持っておりましたら、その当初の、当初予算で1,000万計上していたものを備品購入に流用して、これは医療用機器購入。これエコーの関係の機械だと思いますが。これを4,500万流用したと。それでお金が足らなくなったといひますか、その補正に648万が追加された予算になっているんですね。

これ考えてきたときに、事情や当においてそう問題はないかも分かりませんが。うちの財務規則においておいても。あまりにもとっぴ過ぎるやり方ではないかと思うがです。これは多分、診療所、祥星会等においてですね、この診療所の改修工事をしてくれということで当初から予算を組んでいたものでありますので、緊急にそのことに取り組むべきであつて。だからこの部分が、これ私の解釈が間違っているか分かりませんが、この訪問看護ステーションのそういう24時間体制に、その回収したところを利用するのだからと。これは2階の改修工事ということで、雨漏り、床、壁、天井、ドア、照明等の工事等。流し台、エアコン等の取り付けを含んだ工事になっているようすが。

このあたり、その2階の改修した所ですね、今後完成を見たときに、どういう利用する計画であるのか、このことについてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

今回予算でお願いしております648万につきましては、佐賀診療所2階の改修工事の経費でございます。これまでついておりました予算につきましては、主に1階の改修工事、そちらの方に使わささせていただいております。それも佐賀診療所の開業に必要なための改修でございますね、それに使いましたし、またそれ以外の機械設備についても、今回の5月の16日に開業に必要な機械を祥星会様と協議をしながら進めてきたところでございます。

今回の2階の主な改修については、先ほど中島議員からお話があったとおり、床、壁、天井、流し台の改修、

そして建具とかエアコン、照明の改修などでございます。

この2階の主な利用の内容につきましては、ご質問にありました看護ステーション、これの事務用の部屋が、もちろんそれが第一の目的でございますが、それ以外に医師の控え室。これは内科の先生の控え室1室と、それから心療内科で先生が頻繁に来ていただいておりますので、心療内科の先生の控え室も欲しいということで、それぞれの控え室を1室ずつ設ける予定でございます。

そして、職員の休憩室、職員の更衣室、そして一番奥にありますキッチンなんかがあった部屋がございますけれども、そこがふれあいサロンとしてですね、老人等の患者の触れ合いの談話室にしたいというご要望でございまして、そういった部屋を、床とか壁、天井なんかはかなり汚い状態でもございますので、改修していくということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

利用目的が、訪問看護ステーションの部分と、それから医師の控え室、職員の休憩室、ふれあいサロンへの利用ということでございますので、一日も早くこういうことに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

診療所の診療時間についてですが、これ、玄関のパネルを見ますと、8時45分から17時45分までとなっておりますが、診療の玄関の入り口がですね、開放される時間もこの時間に合わせて8時45分と聞いております。

これ、近ごろ開放するのが早うなっちゃんも分からんですが、聞くところによると。まあ従来は、8時ぐらい前に開放されていたと思うんですが。これは診療所を利用する患者さん、町内の方々は遠方から、また朝の通学バスや、公共交通の利用の方もおられると思うんです。冬場の寒い時期をこれから迎えるわけですので、せめて玄関の開放時間を8時ぐらいにしてあげたらですね、患者の方も助かると思うがです。

今考えてみますと、通学バスや公共バスで来た方は、JAの待合室。あそこは寒いところです。あそこから歩いて診療所まで行くに、3分か4分、5分ぐらい程度かも知れませんが、その後やっぱり玄関の中へ入ってですね、温かいところで待って診療を受ける。そういうスタイルというものをつくってあげるべきではないか。

これは先生が四万十市から通ってきていることもあると思いますが。看護師さんらとそこらの管理体制ができればですね、そのことはできるのではないかと、私自身は考えています。

そのへんの取り組みについてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは中島議員ご質問の、佐賀診療所の医療体制についての2番目の4問目、診療所の診察時間についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

従前の佐賀診療所につきましては、診療所に先生と奥さんがお住みになっておられましたので、8時前から当然開けていたりということができていたわけですが、現在は、夜間は無人でございまして、先生なり、あるいは職員が行かないと開けることができないと。そういう状態になってございます。

そこで、まあ現在、鈴からのですね。ご質問の主旨というのは大体、鈴の皆さまがスクールバスに乗ってですね、診療所に来られるケースが多いというように理解してるところでございますが。その鈴からのスクールバスにつきましては、第1便は鈴を7時45分に出発致しまして、8時13分ごろに佐賀に到着する時刻表になっ

てございます。

一方、佐賀診療所の方は、8時45分からということにはなっておりますが、8時30分から8時35分ごろには開けているというようにお聞きをしております。

議員からのご質問にもありましたように、これから寒くなってまいりますと、診療所が開くまでの間の20分前後寒風の中で過ごすことになるということになるろうかと思えます。この点の改善につきましてはですね、祥星会様ともちょっと協議もしましたが、労働基準法との問題もあって、困難な状況にあるというようにお聞きをしております。

そこで、提案がございます。寒い日にはですね、ぜひ第1便ではなくて、第2便をご利用いただきまして、そうするとですね、鈴を12時13分発、佐賀12時51分着で来ていただくことができるわけですが。そうしますと、診療所も開いておりますし、午前と比べ午後は患者数が少ない状況でございます。午後の診療開始後すぐに診てもらえるものと思われまふ。帰りの方はですね、第3便の佐賀16時30分発、鈴16時55分着をご利用いただければと考えるところでございます。

午前中に診療ご希望の方、午後所用のある方には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

まあ、お願ひということですので、理解もできんわけじゃないですけども。やっぱり高齢者の方とか、仕事の関係で、午前中に行きたい方は結構おるがですよ。今の支所長の気持ちも分からんでもけれども。

やっぱりそこらあたりを、労働基準法の関係があるということがちょっと、診療所のことですので、こちらでは理解できませんけども。これぐらいのことは、私は住民サイドに立てば解決できるがやないろかと思うがです。これはすぐに回答は求めるわけでないですけど。

やはり当初から、この佐賀全体の環境を見たときに、こういうことはある部分診療所側も気が付いても、そういうことを改善していただいても構わないのでないかという気持ちは、私は持っています。まあそのことはまた。いなり、労働基準法でこうこうやからできませんということになしに、また支所長の方から、こういう気持ちを含んでいただいて、祥星会の方へもお話しをしていただければと思ひます。

それでは5番目にですね、診療所前に薬局、これ民間かどうか分からんですけども、開設されております。大変住民の方にも聞かれるわけですが、診療所や患者の皆さんとのこれからのかわりいいますか、どういう流れになるのか。

分かっている範囲で構いませんので、その点についてご質問致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは中島議員ご質問の、佐賀診療所の医療体制についての2番目の5つ目、診療所前に薬局が開業予定となっているが、診療所や患者とのかかわりについてのご質問について、お答えさせていただきたいと思ひます。

ご質問のとおり、佐賀診療所の町道を隔てたすぐ前に薬局が開業するために、改修工事を行ってございます。国の方ではですね、医薬分業を進めておりまして、厚生労働省から平成27年10月23日に、患者のための薬局

ビジョンという雑誌が発行されております。少し抜粋して読み上げさせていただきたいと思っております。

医薬分業とは、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、国民医療の質的向上を図るものであり、医師が患者に処方箋を交付し、薬局の調剤師がその処方箋に基づき、調剤を行うことで、有効且つ安全な薬物療法の提供に資するものである。わが国では、医薬分業の推進により、処方箋受け取り率、これはいわゆる医薬分業率でもございますが、この医薬分業率が、昭和50年ごろから徐々に上昇し、平成26年度には68.7パーセントに至っていると。以上が、厚生労働省の患者のための薬局ビジョンの中の記述でございます。

医薬分業の狙いを簡単に申し上げますと、薬の効果、副作用等について薬剤師による丁寧な服薬指導が可能となり、薬の飲み合わせによる副作用の防止や、同じような薬が出る重複投与の防止などにより、安全性や有効性が高めることが挙げられております。

加えて、一般の医薬品の販売なども可能であることからですね、薬局のない地域では利便性が高まることも期待されているところでございます。

今回の薬局につきましては、一般の医薬品の販売につきましても対応をする意向であるとお聞きをしておりますので、議員の皆さまをはじめ、多くの住民の皆さまのご利用をお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

よく分かりました。

最後にですけれども、これはちょっと私の方も紹介させていただきますが、4月31日（7月31日）の高知新聞の声ひろばに記載されておりますが、これ、ご存じのように西村先生ということで。この西村先生は、昭和43年ごろからだと思っておりますが、佐賀診療所に35年程度勤務され、そしてその後、正木先生が15年ですかね、運営されて、約2人で半世紀よ。佐賀町民の方の健康を守ってくれた先生でございます。

その中にですね、西村先生という題名で、佐賀の歯科医師であります山本基先生がですね、こういうことを載せております。

私の住んでいる佐賀地区に、以前町営の内科診療所があった。そこに西村省三先生という超ベテランの医師がいた。優しく話し掛けてくれたり、丁寧に説明をしてくれることは少なかったけれど、その寡黙で武骨そうに見える中にも、絶対的な医師としての優しさや、技術、責任感が見て取れた。

先生の手には負えないような症例のときは、決して無理をせず、近隣の病院を紹介してくれる。私も命を救われた一人だ。そこに住むたくさんの住民が信頼を寄せていた町のお医者さんだった。

それからまだ文章続きますけれども。

これ大事なのは、そこに住むたくさんの住民が信頼を寄せていた町のお医者さんだった。やはりこのことをですね、私は、この佐賀診療所においては大事にせないかん言葉ではないかと思ひまして、紹介をさせていただきました。

以上をもちまして、9月の定例会の一般質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 21分